

第四百四十回国 参議院大蔵委員会 會議録第十六号

平成九年六月三日(火曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

五月三十日

辞任

清水 澄子君

六月三日

辞任

金田 勝年君

補欠選任
及川 一夫君

補欠選任
依田 智治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

松浦 孝治君

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

久保 亘君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

岡 利定君

片山虎之助君

清水 達雄君

橋崎 泰昌君

依田 智治君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

益田 洋介君

及川 一夫君

千葉 景子君

吉岡 吉典君

國務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵 政務次官

大蔵 大臣官房金

融検査部長

大蔵 大臣官房総

務審議官

大蔵 省理財局長

大蔵 省銀行局長

大蔵 省銀行局保

險部長

大蔵 省国際金融

局長

国税庁課税部長

事務局側

常任委員会専門

員

参考人

日本銀行総裁

山口 哲夫君

三塚 博君

西田 吉宏君

中川 隆進君

武藤 敏郎君

伏屋 和彦君

山口 公生君

福田 誠君

榊原 英資君

松橋 晴雄君

小林 正二君

松下 康雄君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月三十日、清水澄子君が委員を辞任さ
れ、その補欠として及川一夫君が選任されまし
た。

○委員長(松浦孝治君) 次に、参考人の出席要求
に関する件についてお諮りいたします。

日本銀行法案の審査のため、来る六月六日午後
一時からの委員会に参考人の出席を求め、その意

見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(松浦孝治君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(松浦孝治君) 日本銀行法案を議題と
し、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋崎泰昌君 自由民主党の橋崎泰昌でございます。

先週に引き続きまして、同僚議員の詳細な御発
言がございましたが、なるべくそれに重複しない
ように政府の方にこの日本銀行法の趣旨並びに詳
細について御質問を申し上げたいというぐあいに
思います。

実はこの日本銀行法、昭和十七年に制定をされ
五十数年を積み上げていますが、日本銀行の運用
は、つらつらおもんみるに公定歩合の改定等日銀
の専管事項であるというぐあいにされて、その独
立性、自主性についていろいろな配慮がなされて
きたと思うんですけれども、今日ここに日本銀行
法を改正するということの意義並びにそれに対す
る評価、どのように考えてやられたのかということ
を、簡単に結構ですが、まず冒頭に御説明を願ひ
たいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 現行日銀法は、戦時中の
昭和十七年に制定されたいわゆる片仮名法であり
ます。時代にそぐわない規定も多いところでござ
います。グローバル化をいたしました世界の金融
資本市場を見据えながら、二十一世紀に向け我が

国の金融資本市場を自由かつ透明で信頼のできる
市場とすることを目指した広範かつ抜本的な金融
システム改革が進められておりますが、日本銀行
につきましましては、こうした情勢の変化を踏まえな
がら、二十一世紀の我が国の金融システムの中核
にふさわしい中央銀行に改革する必要があるとの
観点から取り組まさせていただいております。

その際、日本銀行が国民や金融市場の信頼を得
るために、中央銀行の独立性と政策運営の透明性
の確保、すなわち開かれた独立性、その実現が不
可欠なものであります。

現在、御提案申し上げております日本銀行法案
はこうした趣旨に沿ったものであり、日本銀行が
二十一世紀の我が国金融システムの中核にふさわ
しい中央銀行に改革をされて、開かれた独立性の
確保がなされるものと考えられておるところであ
ります。

○橋崎泰昌君 今お話しになりましたように、確
かに片仮名法であり、旧日本銀行法を見てみる
と、「国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル」、ある
いは「国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラル」
というような古めかしい言葉がございまして、そ
れは現実の世界としては適切に運用されてきたと
いうぐあいに思っていますけれども、この際、大
蔵大臣の御説明になったような趣旨のもとに本法
の改正を行うというのとは適切かつ時宜を得たも
の、そしてビッグバンを遂行する政府にとって、
日本国にとって適切な改正であるのではないかと
いうぐあいに思います。

その中で、一つここで伺いをしておきたいの
は、先ほど独立性ということをお話されました
けれども、法律には独立性と書いてないんですよ
ね、自主性と書いてあるんですが、どういうぐあ
いにお考えでございしますか。

○政府委員(山口公生君) 今回の日本銀行法案の

中での主要なポイントとは日本銀行の金融政策の独立性ということですが、法律用語として「独立性」ということを書き込みました場合には、何からの独立だという相対関係からいろいろな御議論になります。実質的に何を意味しているのかといふと、それは政策委員会、最高意思決定機関の政策委員会が最終的には責任を持って最終決着を判断するという意味でございますので、法律用語としては自主性という言葉にさせていただきます。

ただ、もろもろのいわゆる独立した形というものをとるといふ必要から、独立性の確保のためのいろいろな措置はたくさん今回の改正でお願いしてございます。例えば、主務大臣の広範な業務命令権を廃止するか、解任事由を限定するか、それから日銀の監理官制度を廃止するか、立入検査権を廃止する、いわゆる独立性を尊重する種々の措置は講じてございますが、日本銀行の金融政策は自主的に行われるということをご担保しているということでございます。

○横崎泰昌君 私、日本銀行法の法律制定のための議論の過程において独立性ということが非常に強調され過ぎて、独立性が後退したとか政府の干渉が多過ぎるとか、いろいろな議論も行われていますが、今大蔵省が御説明になったように、独立性ということではあるけれどもそれは可能な限り尊重しようということで、法律上の文言としては自主性という言葉をお使いになったというのは私は極めて適切な判断であつただろうと思つています。

御苦勞の存したところとして、改正法案の第四条で「政府との関係」ということが規定されています。ここでは、「日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」と。これは、私ども自民党の中でも、政調会の中で大いに議論をしたところでございます。

ここにございますように、政府の経済政策の一環をなすものであるということ、それからその他の条項で、常に政府と日銀とが密接に連絡をするということ、そういうことをうたわれておりますが、これは実は微妙なところでございまして、おっしゃる独立性ないしは自主性と密接に連絡をするということとは一体どういう関係があるのかというようにことがこれから問題になってくるんだらうと思ひますが、適切な運営を望みたいと思ふんです。

そこで、ここで議題にされております日本銀行法案の第二条のところ、日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもち、その理念とする。というのが第二条でうたわれております。そこで一つまずひつかかるのは、「物価の安定」という言葉ですね。これは通貨の安定とは書かれていない。すなわち為替業務が除かれていくということになってくるわけですが、これはどういうことを意味しているのございまいしょうか。

○政府委員(橋原英資君) 中央銀行研究会の報告書に沿って、現在の国際金融システムのもとでは政府が一次的に為替介入について責任を持つべきということ、改正案ができていくわけでございますけれども、これはその目的を通貨の安定というふうにいたしますと、国内物価と為替レート、その双方を金融政策の目的にするということでございます。すけれども、現在の経済学の通説は金融政策という一つの政策手段で二つの政策目的を達成することはできないということでございますから、金融政策は専ら物価の安定という一つの目的に左右されるべきである、こういう議論でございます。右で、通貨の安定ということにいたしますと、為替の安定と物価の安定の間にコンフリクトが生ずる可能性があるというところで、物価の安定ということに目的をし、為替介入については政府が一次的にこれを行うということにしたわけでございます。

○横崎泰昌君 今、御説明を伺つてみますと、物価の安定、国内的な、それと通貨の安定は相反する要素があるんだ、ぶつかる要素があるんだと、確かにそのとおりでしょう。つい先日国内金利がひよつとすれば上がるかもしれないと言つただけで円高が進んできたというような事象もございました。

しかしながら、物価の安定といつても、要するに国民経済の発展のために資するためなんですから、そうなるべくと物価の安定も為替の安定も、ともに大きな金融調整上の眼目であるわけですね。日本銀行は通貨の安定については何ら関心を寄せないということになるんでしょうか。日銀総裁、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) その点につきましては、各国の通貨当局あるいは中央銀行も広く関心を持っていてございまして、私どもも国際会議でよく話をするのでありますけれども、現在のところそういう海外の主要国の通貨当局の考え方におきましては、それぞれの国において物価の安定を図つてそれを通じて持続的な経済の安定成長を実現していくという政策目標を掲げて、その努力をみんなそれぞれ進めていくことが、これを全体として見ますと、世界経済の安定的な成長につながる、ひいては国際通貨の安定に役に立つというのが共通認識のように思われます。

私どもも短期的な為替レートの安定を直接の政策目的にするということではありませぬけれども、本来の国内物価安定を目指す金融政策を適正にやっていくことが、そしてお互いの主要国がそういう政策を取り合うことが、ひいては為替レートの長い目で見ての安定につながつてまいらうというふうに考えております。

○横崎泰昌君 今、日銀総裁がおっしゃったことは、要するに国内物価の安定に頑張りければ通貨の安定にも通ずるんだという少し短絡した言い方かもしれませんが、そのように伺えるんですけれども、ただ非常に大きな流れとしては為替はほとんど変動していくわけですよ。今介入と

いうことを言われました。一時的な介入は必要でしようけれども、それをどこでやるかというのはいまだ問題はありますけれども、そういう点からいって、例えば諸外国の例を若干引かれまして、諸外国ではどういふうぐあいに為替レートの管理を政府がやっているのか、あるいは中央銀行がやっているのかという、幾つかの例があるように思われますが、御説明願えませんか。

○政府委員(橋原英資君) それぞれの国がいろいろな制度を持っておりまして、まずアメリカでございまして、アメリカは三十四年のゴールド・リザーブ・アクトという法律によって財務省が為替の介入については、これは一元的に管理をしております。ただ介入資金については、場合によつてフェデラルリザーブがその半分を負担するということがございまして、介入権は財務省に一義的にあるということでございます。

またドイツは Bundesbank、中央銀行が一元的にこれを管理しているということでございます。また先ほど労働党政権の成立でイギリスでも若干制度が変わつておりますけれども、どうも五月に発表された文書では、最終的にどういふことになるかというのには必ずしも明確ではございません。というのは、その文書によりますと政府がエクスチェンジ・レート・レジーム、為替のシステム、レジームを決定する責任を持つということ、それから中央銀行は政府の要請があればエージェンツとして為替の介入をするということが明記された上で、中央銀行は独自の外貨準備を持ち、金融政策目的のために介入することができ、こう書いてあるわけでございますので、介入権が一元的に政府が持つてございまして、介入権が元れば中央銀行が独自の判断で介入できるのか、その辺についてどうもまだ制度的に明確なことはこの文書だけでは読み取れませぬけれども、若干の変更がイギリスでもあつたということでございます。

○横崎泰昌君 先ほど国金局長は、相反している

ので別々のところに持つていったらいいだろうと、こういうようなお話がございましたけれども、実は世界各國で見ると、一緒に持つていく国もあるわけです。相反すると言われども、金融政策としてはこれを調和させていかなきゃいかぬという要素を持つてゐるわけです。

したがしまして、日本銀行にせずに大蔵省に、今回の改正で為替レートについての介入権、責任というものを大蔵省に持たせたということをもう一遍、なぜそういうぐあいに考えたのか、いろいろ判断に迷つたんだと私は思いますけれども、その理由をもう少し明らかにしてください。

○政府委員(柳原英資君) お答え申し上げます。

今、申し上げた金融政策の目的というのが一つございまして、それからもう一点、非常に実務的な観点でございまして、諸外国の体制を見ておきますと、アメリカは財務省が一元的に為替介入権を持つてゐるということでございまして、私ども、やはり日本で為替の安定ということをする場合には、やはり円ドルレートというのが中心になるわけでございます。もちろん、円とマルク、円とフラン、円とポンドというようなこともありますが、基本的には円ドルレートが中心になるということでございまして、アメリカでは財務省が介入権を持つてゐるということであれば、やはり大蔵省、財務省の間で話し合ひをするという方が実務的に有効であると、こういう判断も一方で働いたわけでございます。

それからもう一つは、やはり為替介入といううなもの、市場に対して当局がメッセージを送るといふことでございまして、これは一元的に管理しなければいろいろな混乱を招く可能性があると、この点でございまして、その三点、金融政策の目的、一元的にこれを管理しなければならぬということ、それから日米関係、その三点で為替介入については政府が一元的にこれを管理するということにしたいわけでございます。

○横崎泰昌君 おっしゃる通りに、日本銀行と大蔵省と常に深い関係があつて為替管理をしなきゃ

いかぬわけですが、両方の責任だといふのは、これはおっしゃる通りに、国民に対するメッセージがばらばらになる可能性がある、それはいかぬのだと。それからさらに、アメリカの財務省と交渉するのはやはり政府ではないかといふようなところは説得力のある御説明のように承りました。

しかしながら、同時に、先ほどから申しているように、物価の安定あるいは経済政策という点からは、やはり日本銀行も深い関心を持つてこれに当たらないといけない、また意見も述べなきゃいかぬという立場におありになるように私には思えます。政府と密接に連絡して金融政策を遂行するということもございまして、物価の安定をそもそもの一義的にしか考えないのだということでは、やはり日本銀行の経済政策についての責任は果たせないというぐあいに思ひます。

確かに、ここには「物価の安定を図ること」として、為替のことを全然書いていませんけれども、大きな為替の世界における為替のうねりというものがあつたわけですから、そのうねりをよく読み取つてやはり政策を遂行して金融調整をやつていただくかなやいかぬということにならうかと思ひますが、松下総裁の御意見はいかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 為替介入についてでございますけれども、この点日本銀行は、現在大蔵大臣の代理人といたしまして為替市場における実際のオペレーションを担当いたしております。

その際に、もちろん介入の実務はいたしますが、またマーケットの中に常時身を置いている中央銀行としてその専門的な立場から介入のための判断材料を提供いたしますなど、それぞれの役割を果たしてきてゐると考えております。この点は、今後におきましても、私どもの専門的な知識なり判断なり、またこれは先ほど財務省との御連絡の語がございましたけれども、私どもの持つております海外の中央銀行との連携なり意思疎通なりというものの活用をいたしまして、結果的には両者の意見が一体となつて進められるような、

そういう為替対策の努力をしてまいりたいと考えております。

○横崎泰昌君 いずれにしても、政府とよく御相談になつてこの業務を遂行していただくかなやいかぬということになると思ひます。

先ほど申し上げましたように、政府の経済政策の一環としてあるということ踏まえですから、そういうような意味で為替レートについても常に関心をお持ちいただいて、物価物価だけで世の中を過ごすのではなくて、為替レートあるいは対外政策ということも念頭に置かれて金融調整をやつていただきたいというぐあいに思つております。

それで金融調整でございまして、実は金融調整の中の一番大きなものは、金利をどのようにつけていくかということに中央銀行としてはなるかと思ひます。そこで、現在、公定歩合〇・五%というまれの低金利政策を遂行していただいているわけですが、〇・五%の公定歩合を一年数カ月の間、今持續しているわけですね。そのことについての判断、〇・五%まで公定歩合を持つていった判断、その辺について日本銀行にお伺ひを申し上げます。

○参考人(松下康雄君) ただいまの公定歩合の決定は平成七年に行つたものでございまして、けれども、当時の経済情勢を振り返つてみますと、景気回復の流れが足踏み状態でありまして、そうした中で、物価面ではデフレの懸念を感ぜられるという情勢でありました。

政策委員会におきまして、こういった情勢を仔細に検討いたしました結果、物価の過度の下落が及ぼす悪影響を未然に防止をし、経済が自律的な回復基調に復することを金融面からさらに強力に支えていくことが適当であるという見解に達しまして、この公定歩合の引き下げに踏み切つたわけでございます。

この公定歩合引き下げの措置も含めまして、私どもはこの間、思い切つた金融緩和措置を進めてまいりましたが、そのねらいを一言で申しますならば、我が国経済がバブル崩壊の後遺症でありま

すとか、また産業構造の再編といったいろいろの構造調整圧力に直面をしております中で、インフレにもデフレにもしない経済の持続的な発展の基盤を整えていこうと、そのために金融政策面からできる限りの努力を行つてまいらうということでもあります。こういった考え方は、今回の改正法案でも定められております物価の安定を通じて「国民経済の健全な発展に資する」という金融政策の目的と軌を一にしたものであると考えております。

○横崎泰昌君 確かに、物価の安定は結果としては保たれてゐると思ひます。〇・五%にするというのは史上まれな低金利政策でございまして、一体いつまで続くのかなといううなことを時々話題にもするんですけども、〇・五%にするものの具体的な経済に対する刺激というのはどういふものなんでしょうか。

確かに、企業は低金利であれば、その分だけ何とか助かつてゐることは間違いないでしよう。同時に、家計に響くという声も私どもの耳には多数入つてきています。それらについてどういふ判断をなされたのか。それからさらに、今回はアカウンタビリティというところが問題になつてしまつて、どういふ説明を国民に対してなさつてこられたんでしょうか。これは後でお伺ひしますけれども、政策委員会では議論を行つたのかねというのほとんど説明されてないやうに思ひますけれども、それらの点をまとめてお答え願ひますか。

○参考人(松下康雄君) まず初めの、現在の低金利政策がそれでは具体的にどのような効果を経済に及ぼしているかという点でございまして、まず低金利政策の企業経営に及ぼす影響について簡単に御説明を申し上げます。

それは、企業によりまして金融資産と金融負債の保有状況は異なつておりますけれども、我が国の企業部門を全体として見ますと、借入金金融資産を大きく上回つておりますので、金利の低下によつて利払いコストが軽減され、金融収支の改

善に寄与することになります。景気の回復局面に当たりますこれまでの三年間におきましては、企業の経常利益は約五割増をいたしておりますけれども、その約半分は金融収支の改善によるものであります。

特に、借入れ依存度の高い中小企業におきましては、収益増加のかなりの部分が金利負担の軽減によってもたらされた形でござります。こういった企業収益の改善は、投資採算の好転と相まちまして、企業の設備投資の需要を喚起し、企業活動を活性化させるという方向で作用をいたしております。このように、低金利などの現在の金融緩和基調は、企業活動を元気づけまして経済を自律的な回復軌道にしっかりと移行させていくという上では大切な役割を果たしているものであると認識をいたしております。

また、この点につきましての政策委員会におきます議論は、先ほど、当時のデフレ懸念に直面をいたしました状況の中で議論の上この際思い切つてインフレでもないデフレでもない持続的な経済の安定成長に役立つような政策に踏み切ろうという結論が出たわけでありまして、このような考え方につきましては、当時の現行制度のもとでござりますので、当時の金利変更決定のときに私が記者会見をいたしまして、その考え方につきまして詳細を御説明し、さらにそれらの考え方はその後の日本銀行が出力しておりますいろいろな月報、年報等の刊行物の中でも繰り返し御説明をいたしました次第でござります。

○橋本聖子君 今、御説明になりましたが、企業への影響として、九三年から九六年の三年間だと思えますけれども、金利低下による影響が企業に非常に大きく及んだというお話はそのとおりだと思えます。それは借金の金利が減ってくるわけですから、企業収益があてくるのは当たり前なんです。それがどの程度決定的な意味を持つているか、そしてそれがどのように定量的に効いているかということであろうかというぐあいには私には思えません。

それからさらに、御説明になった中で、大企業には余り効いていないけれども中小企業には効いているよと、効いていないよなんておっしゃいますんでしたけれども大企業には影響はそんなにない、それよりも中小企業の方が影響が大きかったんだよという御説明がございました。

私は、大企業の方は要するに金利ではなくて経済の自律調整的な要素が多かったのかなというようにも思えるんですけれども、金利政策によつて、過去三年間の事例があるわけですが、これが大きく企業収益あるいは企業活動、経済活動になったというふうな点について、もう少し詳しく御説明願えませんでしょうか。できれば、非常に難しいと思いますが、定量的な話もできないでしょうか。

○参考人(松下康雄君) これは一つの試算でござりますけれども、御紹介を申し上げますと、先ほど私が申しましたこの三年間、九三年から九六年まででござりますけれども、その期間の中で企業所得の増加率は、法人季報に基づいて計算をいたしますと全体として五・一・二の増加でござります。その中で、金利低下の直接的な寄与度と申しますか、これを試算いたしてみますというところ、これが二五・二の効いているということになります。この計算を大企業と中小企業との二つに分けて計算をいたしますと、大企業におきましては経常利益の増加率は四七・一でござりますけれども、その中で金利の低下の直接的な影響と認められる部分は九・七でござります。一方、中小企業につきましては、経常利益の増加率は五五・二でござりますけれども、その中で金利低下の直接的な寄与度は四〇・一に達している、そういう試算がござりますので御紹介を申し上げます。

○橋本聖子君 やはり中小企業にはよく効いているんです。大企業の方は金利政策だけではなくて、当然のことですけれども経済は金利政策だけで動いているわけではありせんから、世界の環境の中で動いているわけですから、その環境も手伝ったんだと思いますが、金利政策がそれに大きく

く後押しされたということは私は間違いないと思うぐあいに思います。

しかし同時に、先ほど御答弁が漏れたと思えますけれども、家計ですね。実のことを言うところの母親なんかは今、年若い生活をしていくわけですから、何らかの財産を夫から譲り受けてそれで一生暮らせるかと思つたら、なかなか低金利政策でうまくいかないわねということでございます。そういうことで、家計に対する低金利政策というのは大変影響を与えているように思いますが、それについては日銀はどのようにお考えでござりますか。

○参考人(松下康雄君) 御質問の低金利の継続が家計に及ぼす影響という点では実際相当の大きな影響でござります。これは家計ごとにもその影響の度合いが違つてござりますけれども、我が国の家計部門全体として見ますと、預貯金の保有額がローンなどの借入れの二倍近い規模でござりますから、金利が低下いたしますと家計のネット金利収入は当然に目減りするということになります。

また、その一方におきましてこれまでの、先ほど申しましたような金融緩和と政策の浸透もございまして、景気自体は緩やかな回復が続いております。そうしたもとで回復力の底がたさ増してきております。このように経済活動を活性化させてまいりますと、全体として見れば、それは家計部門に對しましては給与所得の増加とか雇用の回復という形では広いメリットが及んでまいりますのでござります。

国民所得統計で見ますと、金融緩和を開始いたしましたからの五年間、平成三年度から七年度までの間に、家計部門における預貯金等の金利収入は九兆円減少をいたしておりますが、その一方で住宅ローン等に対しまして金利支払いは五兆円減少をいたしております。差し引きネットでは四兆円の金利収入の減でござります。

ただ一方、家計所得の八割以上を占めております給与所得を全体として見ますと、この同じ期間の中で約四十兆円増加をしておりますわけでございます。もちろんその中の金利政策の効果がどれだけかというのはおのずから別の問題でござりますけれども、そういう全体としての状況でござります。もちろん、一口に家計と申しましてもいろいろの世帯がございまして、特に金利所得に多くを依存していらっしゃる家計につきましては、現在大変難しい状況にあるということは私どもも十分に認識をしております。

ただ、やはり私どもの政策といたしましては、個々の家計が豊かになりますために、経済全体の足取りをまずしっかりとさせることが大事であるという観点に立ちまして、マクロの経済の立場からの適切な金融政策運営に努力をしております。

○橋本聖子君 御説明がありましたように、家計といつても実はいろいろの家計ではなくて、給与所得者もあるし、それからローンを持つている方もいる、そして全く収入のない人もいます。同時にそういう家庭には社会保障というものが出ているというふうな複雑な構造になっているというぐあいに思います。

御説明がありましたように、約四兆円がこの低金利政策で家計に打撃を与えている。住宅ローン等の金利の貸し出しが安くなっているということも計算に入れて、四兆円が家計に直撃を加えているということについて、一体どのように物事を考えるのか。これは日銀の方は金利政策という側面から考えているわけですが、大蔵省の経済運営としては、こういうふうな事象に對してどういうふうな物事を考えているのか、御説明願います。

○政府委員(武蔵敏郎君) ただいま御指摘がありましたとおり、この低金利状況のもとで金利生活者にとりましては大変利息収入の減少をもたらすというところでございまして、この点はまことに国民の不満が強いということは我々も重々認識しておるところでござります。

ただ、日銀總裁からもる御説明がありましたとおり、一方で景気の回復の足取りをしっかりと

せるためには、やはり低金利政策をとって企業、家計の金利負担の軽減を通じて景気回復に寄与する、それがひいては国民生活にも好ましい影響を及ぼすということでございます。

大蔵省としてどう考えるかという御質問でございますけれども、公定歩合操作等の金融政策は言うまでもなく日本銀行の所管事項でございます。日本銀行におかれましては、今総裁からお話のありましたとおり、景気の動向や金融市場の状況など、内外の経済情勢を注視しつつ適切な対応がなされているものというふうに認識しております。

○橋崎泰昌君　ここに、日本銀行政策委員会の平成八年の年次報告書を持ってまいりました。これを見ると、家計部門についての説明が加えられております。

この結果、家計所得全体の動きを見ると、利子収入は四兆円の減少となっているが、この間、給与所得は四十兆円を上回る増加をしているから、まあいいじゃないのと。いいじゃないのとは書いてありませんけれども、そういうトーンですね。確かに、ミクロ的に見れば利子所得に多くを依存している家計にとつて厳しい状況にあることは、日本銀行としても十分認識をしている。まあ、言いわけが何かありませんけれども認識をされている。しかし、金融政策はあくまでマクロ経済的な観点から、景気の自律的な回復を促すことを目的として運営をしており、もしそういうことが実現すれば、家計部門にも雇用や所得という観点から見てメリットが広く及ぶんじゃないかと。日本銀行としては、こういう考え方に立つて景気回復を強化することに重点を置いて金融緩和政策を継続しているんだと、こういうぐあいに年次報告書に書いてございます。

これは、日本銀行のお立場からすると、ある程度無理からぬことだと思いますけれども、日本国政府としてはどうなんですか。こういうぐあいに金利政策が家計を直撃することを、いやしやうがないんだと、それは所得だから雇用関係で

逐次いいところに影響が及ぶんだということだけで済まされるんじゃないかと。一つは、一つの問題点であらうというぐあいに私は思っています。

言うなれば、金利政策というものはそういうものであっていいんだらうか。一つは、政府の施策としてはマル老減税というのが行われていて、その是非についてはまたいろいろ議論のあるところでございます。それから、都市銀行では福祉金利と称して福祉預金を、これは量的には余り大きくなくてそんなに効果がないのかなといううな感じがしますけれども、これは一昨年ですか、参議院が提案をして各銀行がこれに同調していたという経緯もございまして。

そのようなことで、金利はもろに市場金利に任せるべきであり、経済政策は大きな経済政策の観点に立たなきゃいけないんだけれども、同時にこういうところを政府としてどのように物々考えていくのかということが重要であろうと思えます。審議官は適切にやろうと思っております。適切な言葉を使いましたけれども、本当に適切なのは一体どういうことなのかということが問われているんだというぐあいに思えます。

私は、よくこういう低金利政策は異常なんではないよと長く続かないよと、御勘弁してちょうだいよというのを申し上げるんですけれども、もう一年七カ月に及んで、まだまだ低金利政策、恐らく日銀のいろんな御説明をお伺いしますとまだ必要なだろうというぐあいに思いますが、そういうものに対して、極めて異常な金利状態のときですから、どのようにこの問題を考えていくのかというのを再度、今度は大蔵省としてじゃなく、政府としてお伺いしたいと思います。大蔵大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君)　大蔵省の預貯金に対する金利の減少、政府としてもマクロ経済、国民経済、中小企業の振興を中心とした地域経済の活性化と、こういう観点で物を見てまいりました。そういう中で、日銀が金利を所管する唯一の機関

として、全体を見ておやりいただいておりますこと、大変御苦労であると私も思っています。そういう中でもう少しの辛抱だということであり、日本経済が持続的な安定成長に向けての諸施策を、政府も全体を見通しながらやっております。ただこれは間違いないですね。徐々に浸透度が出てまいったなど、こう思います。これを安定基調に乗せることがこれからの最大の目標でございます。そういう中で、特に母さんのお話を橋崎議員から言われました。これは、私のおふくろははおりませんけれども、お年寄りの各位からは、まさにこのことを、いつ上がるんだというかと聞かれるわけです。私からは、申しわけないがもう少し御辛抱くださいと、いつまでですか、もう少し御辛抱くださいと、こう申し上げておるわけでありまして。政府として、それは申しわけないし心苦しいことではあります。やはりこれを乗り越えていくことによつて、そちらに太陽がやつと雲間から顔を出してきておると見てよろしいんじゃないかと。そういうことでありますから、ひたすら申しわけない、心苦しいということで、政策のよろしきを得て、安定的な基調になるほどと実感として出るところまでまいりたいと、こう思っております。すので、御理解、御鞭撻をお願いいたします。

○橋崎泰昌君　確かに、そういう側面があると思ふんです。これは、どうすればいいんだらうか。なかなか難しい政策課題だろうと思ふ。我慢をしてくれと言っただけで済むのか、それとも特段の措置をやるのか。いずれにしても、マクロで見れば賃金、所得等々が別途あてられているわけですから、その配分の問題になつてくるように思ふんです。

貯蓄動向調査などを見ますと、三十代、四十代、五十代、六十代と貯蓄はどうかというぐあいになつていくかという、六十代が一番多いですね。高年齢者ほど貯蓄が多い。後で生命保険の話もちよつと伺いたいと思つておりますけれども、当然のことながら老後に備えての我が国民の貯蓄性は向は非常に高いですね。そういう中で、六十代

の一番最後の人生を確保しようといった人たちが低金利政策で打撃を受けているということについての不満は国民に非常に強いというぐあいに思われますので、なお十分本件については御検討をお願いせよとやらぬというぐあいに思っています。

さて、話題をちよつと変えます。中央銀行研究会でも開かれた独立性というのをキーワードのようにつけておられるようでございます。開かれたというのはいさか意味がとんとんと、日銀の政策決定過程、それについての説明というものが十分なされていなくて、今の高年齢者の預金というももの十分な説明が、政府としてはやろうと思つてもなかなかできないからやらないのかもしれないと思ふんです。現在の法律のもとでは日銀政策委員会の議論は非公開になっておりますので、多くの議論が外に出ていないように思っています。

今度の政策委員会、この政策委員会が日銀の最高の意思決定機関になるということですので、けれども、実際上政策委員会をどのように、この法律改正が行われたならば運営をしていくというぐあいに思つておられるか、日銀総裁にちよつと御説明願ひます。

○参考人(松下康雄君)　今回の改正法案におきましては、中央銀行の独立性と政策運営の透明性を高めることを軸とした制度改革が提案をされております。

申すまでもなく、日銀が国民やマーケットからの信頼を得てまいります上では、日銀自身が国民に対して重大な責任を負っているということに自覚いたしまして、適切な政策・業務運営に向けての不断の努力を重ねていくことが求められていると思ひますので、この点、私もいたしまして強く自覚をしております。

また、この点で中央銀行の独立性を尊重するということは、やはり中央銀行と政府、議会との間の適切な関係というものを前提としながら、個々

の政策判断につきましては中央銀行の中立的、専門的判断に任せていただくことによつて政策運営の独立性が尊重されるということでございますので、そういう点に關連をして、私どもも政策委員会の運営に当たりましては、これが十分な責任を持つて検討と決定を行つてまいれるように必要な環境整備、例えば外部の人も含めての人材の確保でありますとか、資料その他の提供でございますとか、そういう点に努めてまいりますほか、定められた金融政策に關しましては、法の趣旨に沿つて、金融政策委員会の議事要旨の速やかな公表などを通じてこの政策運営の中身を広く国民一般に見ていただくということによつて、国民やマーケットからの信認をより以上に高めてまいりますように努力をしてまいりたいと思つております。

○横嶋泰昌君 今、日銀総裁がおっしゃったようなことを實際上やらなきゃいかぬ、これからまた進めなきゃいかぬということであろうと思ひます。日銀総裁の言われたように、政府とすり合わせを十分にやらないかぬということを言われまして。私も質問の冒頭に、政府との關連を密接にしてみたいというのを申し上げましたが、実は今までだつて同じなんです。

よく悪口を言われるのは、大蔵省と日銀とが密室でこそ話をし、そして結論をつくつて、さあどうですかといつて日銀政策委員会に持つていくと。そうすると、失礼ながら総裁が提案してその趣旨説明をすれば、ああそうですとねということとで終わつちゃう。日銀の事務当局と大蔵の事務当局とがずつとすり合わせをやつて出た結論については、おまえ、これだめじゃないかと、なかなかそういう議論というのはやろうと思つても本当はできないわけですね。そのために世間様では、大変これも失礼な話ですけども、日銀政策委員会というのはスリーピングボードである、寝ているんだ、発言する者はほとんどいないんだというぐあい言われているわけです。

いですが、私の存じ寄りの者がやはり日銀政策委員を従来やらせていただきましたが、なかなかこの政策委員会では異議を挟む、質問ぐらひはするかもしれませんが、それ以上の議論は、要するに議論ですね、質問はあるけれども議論はないというふうなスリーピングボード的な運営が従来なされていたというぐあいに考えられているんです。

今度、新法律が成立をいたしましたところで、自主性をというぐあいに先ほど仰せになりましたけれども、中立的な委員で自主性をというぐあいに言われましたけれども、実は議案を提出する前には日銀当局と大蔵当局が十分なすり合わせをし、そしてすり合わせをすることは先ほど申し上げました日銀法の趣旨にありますように政府の経済政策の一環としてやるわけですから、当然すり合わせはやらなきゃいかぬわけですね。すり合わせをやつて、これが政府との整合性のある政策でございますということでお出しになる。そうすると、前と変わらないと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) まず、政府との關係がどう変わっていくかという点でございますけれども、これは政府との間の日常のいろいろなレベルで行つております情報なり意見の交換といひますものは、これはいろいろの政府關係の機關とその他の機關との間でも恒常的に行われているものだと思ひます。

ただ、今回の法律改正によりまして、そのところの手続が一つ明らかになつてまいつたと思ひわけでございます。すなわち、従来行内の一ツ理事會といふものがございまして、この役員集會において何か原案がもうでかかつて、それが政策委員会の承認を得ようにかかつていくものではなかつたかという感じがあるようにございまして、これらこの点につきましては、役員集會は廃止をいたしまして、政策委員が名実ともに日銀のただ一つの意思決定機關ということで本来の業務を自主的に行つていただく準備が整うように思ひます。

それからもう一つは、政府との間でございますけれども、金融政策の変更その他を議論する政策委員会は開催日をあらかじめ定期的に決めておきまして、また政府の側におかれて必要があると思はれた場合には、政府の側の委員がそこへ出席をされて意見を述べられる、あるいは議案の提案をされるということも可能であるわけでございます。また、その間には、後ほどお話が出るかと思ひますが、議案の議決の延期の請求権といったような仕組みも入れまして、政府と政策委員会との間の關係が透明なものになるように配慮されていると思ひます。

そして最後に、この政策委員会において行われましたいろいろな議論について、その議事の要旨はなるべく早い時期にこれを一般に公開することによりまして、政策委員会の中でどのような結果の政策が決定をされたかということが一般に周知されるようにしてまいり、この点が一番大きな変化であらうと思ひます。

○横嶋泰昌君 段々と御説明をいただきましたけれども、私は実は従来の政策委員会は議案に即したことは、いわゆる雑談ですね、そういうものは余りなされていなかったように思ひますけれども、私は自由な議論という点からいいますと、すり合わせの終わつちやつた議論だけをやるんじゃないで、もつと現在の状況では低金利政策はいつまで続けなきゃいけないのかねとか、そういう普通の議論を政策委員会でもやつていただくこと。そういう議論をすることによつて開かれた政策委員会になつてくるんじゃないか。議案が出てきて、量的調整はこういうぐあいにしようと思ひます。量定歩合はそんなに高くやられちゃいかぬですけども、そのような議論だけをやるんじゃないで、もつと全体の金融政策のあり方について広範な範囲で、しかも中立的な専門家、恐らく学者とか実務家も入るでしようけれども、そういう人たちが入つて議論するわけですから、

オープンな自由な議論をやる場として政策委員会を運営していただけたらなと。そうでないともたもスリーピングボードになつちゃうというふうなおそれがあるわけですね。政策委員会の議長は互選だそうですから、必ずしも総裁がなるとは限らないのかもしれないけれども、ぜひそういうふうなお気持ちで運営をしていただきたいたいというぐあいに希望をさせていただきます。

それから、議事録の公開をしますよ、あるいは要旨の公表をしますよというんですけれども、これがまたくせ者ですね。アメリカにその例があるよというんだけれども、あれは四十五日間ぐらいたつてから要旨を公表するわけですね。私のお聞きするところでは、金融調節事項についての日銀政策委員会は月に二回程度になるだろうというぐあいに承つております。大体そのくらいでしようか。そして、実はアメリカの場合には一カ月半ごとに政策委員会が開かれて、それに後追ひするような形で、間に合うようにというのか間に合わないというのかよくわかりませんが、それでも、それで相当多くの日数を要した後に公表と、議事要旨を公表しているわけですね。日本の場合にはどういふぐあいに運営されるおつもりか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 政策委員会の議事要旨の公表、あるいは議事録の公表につきましては、そのこと自体を新しい政策委員会におきまして判断の上たしか決定するということでございますから、私どもとしましては現在事務的に準備を進めてまいることでありまして、ただいま御指摘がありましたような各国のいろいろな事例等も参照しながら検討を進めていこうと思ひます。

ある程度、速やかに公表するということももちろん必要なことだと思ひますし、ただその議事の要旨といふものの内容なりそのことがマーケットの方に及ぼしてまいります影響等をも考慮する必要があるかもしれない、そういう点につきまして

は私どももよくそういう必要な角度からいろいろと検討をして、適切な内容のものを決めてまいりたいと思っております。

○橋崎泰昌君 今、総裁が言われましたように、最後には適切な考慮をというぐあいには言われませんでしたけれども、実はそれを法律に書かなかったのが問題はあるかもしれません、大臣。

ちよつと松下さんのお言葉で気になるのは、マーケットに及ぼす影響があるかもしれないと。

マーケットに影響を及ぼすために政策委員会はやっておるわけですから及ぶのが当たり前で、できれば私は四十五日間アメリカで要旨の公表をおくらせているのは、いつごろからまたどういう理由からかよくわかりませんけれども、私は開かれた独立性というのがスローガンであるならば、キーンウッドであるならば、やはり日銀政策委員会

は終わつたものならぬことながら総裁が、総裁というのか政策委員会の議長が代表して記者会見をなさるんでしようけれども、それとほとんど時期を逃さないように要旨の公表をなすべきである。会議録の方はだれそれがどう言つたというよう

な個人的な責任問題がついて回るので少しおくらせてもしょうがないというぐあいに思つていますけれども、要旨の方は全く速やかに発表なさるのが当然じゃないでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 御指摘のように、要旨の公表は速やかなることを趣旨として準備をすべきものであると思つております。私どもも初めてのことでございますので、公開市場委員会での事例

でありますとか、あるいは先般まで、今回廃止されましたけれども、イギリスにおいて行われておりました大蔵大臣と中央銀行総裁との月例会議の

議事録の公開とか、そういう経験の内容をよく踏まえまして、私どもとしても、これは繰り返すに

なりますが、最も適切な時期を選んで公表を申し上げたい。

ただ、速やかに内容的にお話をするという点は、政策変更のような場合には当然変更の直後に議長が新聞記者会見をいたしまして、そこです

口頭でとにかく早く内容について御説明を申し上げるということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○橋崎泰昌君 速やかに行つたことを何遍も繰り返して言つていただきましたので、少なくとも次の政策委員会が開かれるまでの間に公表されていなかったなというぐあいに困つちやうわけですね。アメリカの場合には一月半にやると、日本

の場合は月二回やられるわけですから、それなりということは考えて速やかにお願ひを申し上げたいというぐあいに思ひます。ついでに、議事録はいつ

ご発表なされるような御予定で進んでおりますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) この点につきましては、慎重に考えましてそして政策委員会御議論をいただく必要があつたと思ひます。と申しますのは、公平な御議論をしていただきます趣旨から、

いろいろな日本の場合審議会等におきまして議事録の公開が行われていないというのが現実でございますけれども、私どもはこの法律の規定の趣旨

に沿つて、金融政策の独立性に伴う説明責任という点から当然公開を行うべきものと考へておりますが、その点はどうも海外の事例を見ましても、

アメリカは万幸早いのですけれども五年後とか、ドイツに至つては慎重でございますまして三十年後とか、いろいろな例がございますので、私どももよく検討いたしまして誤りないように決めてまいりたいと思ひます。

○橋崎泰昌君 五年後とか三十年後とか、発表しても何の意味もないような感じがしますね。歴史家だとか財政学者だとか、その自己満足のた

めにやつていられる感じがします。いずれにしても、議事録、要旨ともによく慎重御検討の上、速やかにやつていただきたいということを要望しておきたいというぐあいに思ひます。

ところで、金融調節事項以外は公表はしないんですか。この法律はそれについて触れていないよう

金融制度調査会の答申の中におきまして、この議事要旨の公開のあり方でありまして、「信用秩序の維持に関する事項、国際金融に重大な影響を与える事項、私企業の秘密に関する事項等が審議されること、公開に当たつては、その審議内容等に

等に応じ、慎重な取扱いを要する場合があると考えられる」というような指摘をいただいております。私どももこの指摘を踏まえて慎重に検討して

いくべき問題であると思ひます。

ただ、御指摘の点でございますけれども、やはり私ども日本銀行が国民や金融市場の一層の信頼を得てまいりたためには、金融政策に限らず、業務内容についてもディスクロージャーを充実し

ていくことが必要ではないかというところであります。その点につきましてはこれまでと努力をしてまいりましたつもりですが、今後とも民間金融機関のディスクロージャーの進みぐあひ、海

外中央銀行の実例なども参考にしながら、今の業務内容等の透明性が十分確保されるように引き続き努めてまいりたいと思ひます。

○橋崎泰昌君 日銀総裁の御答弁でここまで言つていただいたので、さらに質問するつもりはあり

ませんけれども、私も、法律に書いてないから何もいふべからぬんだよ、しゃべらなくてもいいんだよというぐあひでなく、やはり日本銀行とい

うのは銀行の中の銀行ですから、その運営について国民が関心を持ち、ディスクロージャーという見地からも、今おっしゃるよう新しい議長が選

任をされたならば、議長が適宜御判断なさつておやりになつていただくということは重要なことではないかというぐあひに思つております。

さて、話題を少し変えますが、最近の第一動銀の問題について、日銀審査がどうだったのかねというようなことが話題になりました。従来、日銀

の審査というのは日銀と銀行との間の私的契約によつて審査が行われていたというぐあひに思ひますが、今回、第四十四条で日銀審査が法律上定め

られたわけですね。この一項が加わることにによつてというぐあひに従来と変わってくるんでしょ

うか、御説明を願ひませんか。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行の行つております審査は、信用秩序の維持に資するという中央銀行の目的達成のためのものでござい

ます。ただ、日銀審査は行政権限の行使として行われるものではございせんために、これまであくまで相手先金融機関との間の任意の契約に基づいて行つて

きたものでございまして、各金融機関と直接取引をしております日本銀行としましては、取引の相手方の内容を十分に承知をしてい

る必要がございまして、また信用秩序の安定保持を一つの目的としております中央銀行といたしましては、そういう意味での金融システムの上での

リスクの所在とかりリスクの排除の方法とかいうものにつきまして、それぞれの個別の金融機関の内

部の調査をさせていただくことで把握をするということとは重要なことであると思つております。

そういう点で、今回、審査に關します規定が法律上設けられますことで、それが日本銀行の本来の業務内容の一つであるということが明確化されるわけでありまして、審査の基本的性格が変わるというものではございせんけれども、私どもとしましては従来、従前以上に自信を持ちまして各金融機関との契約を進め審査を実行してまいれると思つております。

○橋崎泰昌君 確かに、今まで法律上規定がなかったもので、この審査は一体何のためにあるのか自信がなかった。自信はあつたんだと思ひますけれども、何となくうやむやな性格でやつておられたというぐあひに思ひますね。それで、余分な仕事をやつていられるんじゃないのか、いろいろな議論をされましたけれども、ここで日本銀行の任務の一つとして審査が法定されたということはそれなりに法律上の立場としてははつきりした立場になつてきたというぐあひに私は思ひます。

○参考人(松下康雄君) 考查の性格あるいはやり方がこのことで変わるというわけではございません。ただ、法律に制定されている正規の業務でございまして、その内容改善等につきましては私どもも従来以上に努力をしてみたいと思っております。

○横崎泰昌君 変わらないというぐあいに仰せになりましたが、これは主として何を目的とした考查でございましょうか、もう一度伺います。

○参考人(松下康雄君) これは私どもが民間金融機関に対して資金供与を行う役割を持つておりますので、その相手先の金融機関の経営実態の把握を行うということが一つございます。もう一つは、決済システムの円滑かつ安定的な運用の確保を通じて信用秩序の維持に資するという中央銀行の役割を果たすために、もろもろのリスクの所在、内容等について理解を深めておくという意味があると思えます。

○横崎泰昌君 本件については、大蔵省検査と日銀検査とが一体どういうぐあいに違い、どういような役割分担をし、重複をしているのかしていないのか等々について議論がされていきますが、大蔵省はどのような御認識でございましょうか。

○政府委員(中川隆雄君) お答えを申し上げます。大蔵省検査と日銀検査の違いについてどういう認識をしているかという御指摘でございます。大蔵省の行っております民間金融機関に対する検査は、銀行法等のそれぞれの業法に基づいて免許を受けた金融機関等に対してやっておりますものでございまして、信用秩序の維持、預金者の保護などを図りますために、金融機関等を個々に監督、是正をするという立場から、金融機関の経営の健全性あるいは業務の適切性、あるいは通達、法令等の遵守状況などにつきまして幅広い観点から行っているというものでございます。

また、日銀の考查につきましては、今日銀から御説明があったとおりでございますが、信用秩序の維持等、目的といいましようか、その考查、検査の内容で共通する部分はもちろんありますけれども、この制度の趣旨、目的、あるいは検査、考查の対象も違うわけでございます。そういうことで、制度上重複するものではないというふうに理解をしております。

いずれにいたしましても、考查、検査ともに連携をとりながら、時期等の調整をしながら、あるいは情報の交換をしながら現在やっておりますという、そういう状況でございます。

○横崎泰昌君 第一勧銀の日銀検査について、先般総裁から御説明がありました。あれを聞いていて私はふと思うのですけれども、日銀検査というのは相手銀行の経営実態を把握し、そしてリスクを把握するんだと、こういうぐあいに御説明があったわけですから、第一勧銀の小池事件、小基ビルですか、に関連して、あれは日銀検査でわかるべきものであったのかどうかという点について若干の疑問を持っております。日銀検査というのは強制権はございません。その上に、総会屋とのつながりというのは実のところを言うと刑法上の問題で、今申された考查の趣旨と余り合わないわけで、一生懸命これからやりますというふうなお話はございますけれども、さういふ限界を超えた対象ではなかったのかなと。

むしろ、大蔵省検査は当然のことながら検査の強制権限もあり、そしてまた調査回避的行為があったわけですから、当然検査の対象として十分ざりざりとやり罰則もかける可能性があると、罰金もかける可能性があるとどこでございまして、罰金もかける可能性があるというところでありますから、そういうものかというぐあいに思うんですけれども、日銀検査の場合に、もし小基ビルが総会屋との関連において貸されたものであるということを認識されたら、日本銀行はどうなさるんですかね。ちよつと総裁にお伺いしたいと思います。

えられていた権限というものはないわけでございます。

したがいまして、これが例えばリスクを隠ぺいしているというような形の非違でありましたならば、それは当然私どもとしてもリスクの所在の把握ということから内容の是正についての指導を行っていくことであると思っておりますが、この件のように、仮に法令違反ということでありまして、私どもとしてもそれは、それを直接にこれに対する措置を講じるといいますよりは、やはり法令違反の件につきましては処分権限をお持ちの、この場合で申せば大蔵省であると思っておりますけれども、こういったところに御連絡をいたすということであると思えます。

○横崎泰昌君 今、御連絡をいたすというぐあいに総裁言われましたけれども、実は四十四条第三項には、大蔵省から要請があったときには資料を大蔵大臣に出すよという項目しか実はないんです。進んで日銀がやれとは、法令違反のときはやれと書いてないんですが、それは社会的常識のもとで、当然そういう法令違反的なものを把握すれば日銀はそのことについて連絡をするというのは適切であるというぐあいに私も思っています。

そこで、いづれにしても、日銀検査と大蔵省検査は実態上相当ダブルするところがあるわけですよ、今リスクの問題に御言及になりましたけれどもね。銀行協会の方からは、銀行側の方からは重複はなるべくやめてちょうだいよと。実は、これは四十四条第二項に、取引先金融機関等の事務負担に配慮しろというぐあいに書いてあるわけですから、どういふぐあいに配慮なさるつもりですか。私は、重複を避けておやりになるということは必要最低条件のように思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 一つには、先ほど大蔵省からお話がありましたように、例えば日銀の調整等を行いまして、現実には考查、検査を受ける負担が、ある時期的に過重にならないように配慮するということがあるかと思えます。いま一つ

は、今御指摘がありましたように、調査の内容につきまして重複というものの、不必要な重複は排除すべきものという考え方で、私どもとしては内容の見直しを図っていくということでございます。

○横崎泰昌君 実際上、大蔵省検査は二年に一遍とか三年に一遍とか四年に一遍ぐらいでしょうか。それから、日銀検査の方もやっぱりそれぐらいの周期でやっておられるので、時期的な重複を避けられることは当然やっていたかきいかなと。いづれに思いますが、検査の方法も似たり寄ったりでして、何か同じような印象が非常に強いものですから、今後とも運用上、事務負担が軽減していただけるように、よく大蔵省と御検討をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。時間がだんだん終わりに近づいてきましたので、それぐらいにしておきたいと思えます。

ちよつと総裁に嫌みなことを申し上げて大変失礼ですけれども、今度日本銀行法が改正になるに際してやっぱリスクは相当必要なんじゃないでしょうか。日本銀行については、今までも人件費の話とか、あるいは定員の話とかいろいろ出ていますね。それらについては、いろんな方がお聞きになっているので私はここで聞きすぎるつもりはありませんが、御覚悟はいかがですか。

○参考人(松下康雄君) 確かに日本銀行も一つの経営体でございまして、効率的な業務運営が求められていて、これは当然のことでありまして、また、民間の営利企業と違ひまして、競争によつて、競争を通じてリスクを減らさなければならぬという事情は中央銀行にはございせんが、しかし、それだけに中央銀行自身は自分の努力によつて効率的な中央銀行業務の運営を図っていくということは非常に重要なことだと思ひますし、それは現在では、まさにほかの主要国の中央銀行もいろいろそういうのが現状でございまして、今後、私どもも、法律改正ができて独立性的

年によって非常に変動が大きいです。その原因は、日本銀行の収益自体が長短金利の変動とか為替相場の変動によりまして、非常に変動が大きい構造になっていることをそのまま反映して

社の概況説明とはまるきり違いますよね、これ。こんなことで国民に説明したんだとは思わないでください。もつとまじめな説明をやってもらいたいというぐあいに思います。これ以外にも年次報告書は出していますよと。年次報告書はこれよりもつと少ない量しかございませんよ。要するに、これだけでは国民に国庫納付金あるいは発行券の反対によるところの利益を国庫に納めているんだということを十分に御説明になっているというぐあいに私にはどうも思えないんです。

た結果、バブル崩壊後の市場金利の低下等の影響を受けまして、運用利回りと予定利率との間に大幅な逆ざやが生じたことが一つでございます。

さらに、平成八年度に至りまして、同業他社は

そういうことで、他の生保会社につきましても
 昨今大変厳しい経営環境にございますが、人員や

事業費の削減あるいは基金の増強とか営業面の強化など種々対応を行っております。そのような経営改善の効果があらわれているということでございます。

○橋本泰昌君 日産生命の特異性からして、他の生命保険会社に同じような問題が直ちに生じるというぐあいにはないというところは理解をさせていただきました。

そこで、どれくらいの損害が生じているのか。新聞によれば四千億とも三千億とも言われている。二千億はとも超えるんじゃないかと聞かれているようにございます。実は保険法の審議をこの大蔵委員会でやっていたんですが、そのときにも契約者保護基金というのについて多くの議論が行われたように思います。これは政府が保証するわけじゃなくて、民間生保団体が資金を出し合つて契約者保険に資するということであるわけですが、これの上限は二千億というぐあいに定めているように聞いていますけれども、二千億以上の損害がもしあつたら、これは一体どうするんですか。

○政府委員(福田誠君) 御指摘のように、現在契約者保護基金の資金援助の上限が二千億とされております。この二千億円でございまして、これは保険契約者保護基金が定めております業務規程の項目として規定されているものでございます。当該業務規程におきまして「資金援助の額の累計額は二千億円を超えないものとする。ただし、資金援助の額の累計が当該額に達し、又は超える場合、理事会は、その時点での経済・金融環境、利用可能な資金の状況等を勘案し、本条に定める額の変更を行うことができる」とする、という規定でございまして、現状の二千億円の限度額自体につきましては理事会の決議があれば変更することが可能でございまして、仕組みとしてはそうなっております。

そして、御指摘のように二千億を超過するのではないかと聞いていますが、破綻時に当局として日産生命から報告を受けたところでは、二千億

円前後の実質債務超過となつていたわけでございまして、現在大蔵省検査が実施されている中で、保険管理人が処理スキームの策定を行っているところでございます。

現段階で二千億円でございまして、先ほど申し上げました規定がございまして、仮に支援必要額が二千億円を超えるような場合には契約者保護基金の支援限度額の引き上げを要請することもあり得ると考えておりますが、いずれにしても当局といたしましては可能な限り契約者の保護を図られるように努力してまいりたいと思つております。

○橋本泰昌君 これの処理は現在のところ、管財人みないな形で生保協会が引き受けている。それで今処理に当たつておられるけれども、新会社を設立しようと思つてもこの会社も引き受けないというところで、宙に浮かんでいるような感じに今なつておられるわけですね。

さらにその上に、二千億という金額の上に、もう一つぐあいが悪いことは、五・五％という高金利の商品が大量にあつて、二兆円の半分とも言われていますが、そのような大量の五・五％の金融資産を引き継いで、これは実はなかなか変えられないわけですね。契約では五・五％、未来永劫には五・五％で回しますという契約をしちやつておられるわけですから、もう大変なわけですね。

現在の予定利率は、各生命保険会社とも二・七五％ですか、そうすると開差が三％弱あると、そのような開差は運用利回りで埋められないと。これも新聞で拝見したところでは、これを引き継ぐと五・五％の運用利回りができないので、大体三百億ぐらいずつは黙つても欠損が生ずるといふんですね、五・五％で運営するということになると、五・五％で運営なんかできないわけですから、現在の金融情勢では。

そうなつてくると、五・五％の契約をそのまま引き継ぐというのは無理なんじゃないですか。契約を改定するとか何か特別の措置をして、契約の条件を変更しなきゃいけないんじゃないですか。

今手元にありませんけれども、契約変更ができるという条項がたしか保険業法にあつたような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(福田誠君) 御指摘のとおり、新保険業法の二百四十一条にそのような規定がございまして、現在、大蔵省が業務停止命令と業務、財産の管理命令を行つておりますが、これは保険業法の二百四十一条に基づきまして、これは保険業法のような命令が行われている場合でかつ当該保険会社の保険契約を全部移転する場合には、二百五十条という規定に基づきまして、保険契約の契約条項の変更ができるということになっております。

具体的な条件変更を行うかどうか、これはケース・バイ・ケースでございまして、御指摘のように、予定利率の引き下げもそのような場合に法令上排除されているわけではございません。

○橋本泰昌君 日産生命保険は、名前が示すとおり日産・日立グループ、どっちが先なのがよくわかりませんけれども、日立・日産グループの一員であるというぐあいに言われていました。現実の経営は、日産、日立がどのようにかかわつていたんですか。役員が相当数出ているというぐあいに聞いておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。まず役員でございまして、日産生命はグループ企業の日立製作所、日産自動車等からは経緯的に社外取締役を受け入れてきておりまして、現在ですと、全役員十八名中四名の取締役と三名の監査役が日立グループ企業の出身でございまして、それから、営業面ではもちろんこのグループ企業の顧客が大きなウェイトを占めておりますほか、日産生命の営業上の資料には、日立・日産グループの会社であることが明記されておりますので、いわば日産生命の職員とか募集人にとつて日産生命が日立・日産グループ企業の一員であるとの認識はあつたものと考えられます。ただ、個別の保険の販売におきましてその点を強調していたかどうか、その辺の具体的な事実関係についてはよく承知はしておりません。

○橋本泰昌君 今、言われたように、これは相互保険会社ですからね、いわゆる株主というのはないわけですね、そういう意味の資本系列はないように思いますが、いざいざにしても日立、日産が日産生命の経営にある程度関与をしていたというところ、それから販売に際して日産生命は日産・日立グループの一員であるということ等を表看板にして販売をされていたということ等々から考えると、どうも処理スキームをこれからどういうぐあいに立てていくか、まだ御検討なさつておられる最中だというぐあいに思いますが、何らかの役割をやはりそのグループが果たすべき立場にあるのではないかなというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(福田誠君) 今、御指摘のように、日産生命の処理スキームにつきましては、現在保険管理人に対しまして契約移転計画の策定を命じたところでございまして、その計画策定の過程で保険管理人とか日産生命が日立・日産グループ各社に対して各種の要請を行つておられることは当局の方でも承知いたしております。

この日立・日産グループにつきましては、確かに株主としての通常のような責任はあるとは言いがたい面がございまして、他方で、先ほど申し上げたような人的な関係あるいは営業上の関係があることも否定できないわけではございませんので、いざいざにしても保険管理人の方の判断ではございますが、保険契約の存続を図るために、関係者の理解と支援を得ながら、スキームができるだけよいものになるように当局としても支援したいと思つております。

○橋本泰昌君 その点はこれからどういうぐあいにやるのか、日産生命の処理の仕方が社会的あるいは金融界にも大きな影響を与えていると思つたので、十分検討していただきたいというぐあいに思っています。

ただ、気になるのは日産生命が五・五％の個人年金をばつと売つちやつた。これはただ売つたんじゃないんですね。ほかの保険会社は毎年年払

いしているわけですが、ところが、ことしになつたらもう二・七五%でしか保険金を運用しませんでした。

というので、二・七五%の保険金に変えていたわけですね、年払いだと。ところが、日産生命がこのように傷が大きくなったのは、そうじゃなくて一時払いをしたからなんです。全期間の全契約を全部一時払いをした。それがどうしてできるかというと、銀行ローンなんですよ。銀行ローンをやらせておいて、そして一時払いをしたんです。それで急成長を遂げたというぐあいに聞いているんですね。

これは実は、ちよつと横道にそれるかもしれませんが、銀行窓販の問題が今保険業についてございますね。これとも十分関係があるのかないというのを考えています。要するに、銀行の影響というものは保険業界に対して大きな力を持っているわけですね。今銀行窓販、窓販については投信窓販、生保窓販、それから損保窓販というふうな議論がなされていまして、けれども、ぜひ慎重に御検討をお願いしたいというぐあいに思っています。

そこで、最後に大蔵大臣に、日産生命の処理について銀行局が一生懸命やっているようにございすけれども、ぜひこれを順調に処理スキームがうまく運営されるように頑張っていたきたいと思ひますが、御所見をお願いします。

○国務大臣(三塚博君) できるだけ努力をしてまいりたいと思ひます。

○橋本泰昌君 質問を終わります。

○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、金田勝年君が委員を辞任され、その補欠

として依田智治君が選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 休憩前に引き続き、日本銀行法案を議題とし、質疑を行います。

○岩瀬良三君 平成会の岩瀬でございます。

委員の諸先生方が多方面から深められておりますので、できるだけダブらないような形でやらせていただきます。

初めに、金融関係が連日新聞等をにぎわしておりますので、この問題から二、三人らせていただきます。岩瀬先生が先ほどやっておられましたけれども、日産生命保険について、先生が多方面からやられましたので、その中の後の点について、少々お聞きしたいと思っております。

一つは、この処理について、日立、日産、系列会社というふうなお話が先ほどありましたけれども、支援の話がなされておりましたけれども、これについてのその後の経過、新聞等では拒否された、こういうふうな話になっておるようございすけれども、その後の経過についてお聞きになつていけば、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

日産生命の処理スキームにつきましては、たびたび申し上げているように、現在、保険管理人たる生命保険協会に契約移転計画の策定を命じているところでございます。現在、生命保険協会内においては、保護基金の発動を前提として救済スキームの検討を行っております。先ほど申し上げたように、日産生命は日立・日産グループに属していることは事実でございます。この日立・日産グループ各社に対しては保険管理人が折衝しているというふう聞いております。

現在、このように関係者間で日々協議、検討中の段階でございますので、処理スキームの方向性を申し上げることは差し控えていただきますけれども、いずれにしても早期の処理スキームが策定されるよう私も努力してまいりたいと思ひます。

と存じております。

○岩瀬良三君 うまい方向で行くようにお願いしたいと思ひます。

その場合に、保険契約者、先ほどの部長のお話では減額の場合も契約上あるというふうなことをちよつと申されておられたわけですが、保険契約者の契約したもののついてはどういうような保護規定になっておるのか。また、一部では掛け続けなければ、保険のことですから当然ですが、無効になるというふうなことも言われておるわけですが、こういう異常な形の中でそういう形になっていくのか。保険契約を結んだ方の立場について、御説明をいただければと思ひます。

○政府委員(福田誠君) 現在、処理スキームの策定中でございます。問題は債務超過額、約二千万円と言われているその債務超過額についての取り扱い、そして引き継ぐべき契約が、今御指摘のように、いわば含み損を抱えておりますので、これをどのように処理していくかという、その辺が最大のポイントかと存じます。私も行政としては、やはり日産生命の契約者にできるだけ被害が少なくするように、できるだけ保護に重点を置いたスキームづくりを要請してまいりたいと思ひます。

それから、やはり契約者間の公平性を図りながら保険契約者保護を図るためには、保険業法で定められた保険契約の全部移転、全部を移転することが重要かと思っております。したがって、今日日産生命としては全部移転を目指す観点からしますと、保険料の払い込みを継続していただくよう契約者をお願いしているというふう聞いております。

これは保険契約存続のためには不可欠な措置でございます。保険料払い込みを続けていただければ契約は継続するとともに、現に保険事故が発生した場合には保険金が支払われるということになるわけでございます。他方、保険料の払い込みがなされなくなりますと、収支上保険金の支払い

といった保障機能の発揮は困難とならざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○岩瀬良三君 そうしますと、保険契約者もある程度これは覚悟しなきゃならないというふうな今のお話かと思ひます。

話をちよつと変えて、日産生命についてもいろいろ検査が入つておつたと思ひますけれども、新聞等で見ますと、大蔵検査がなされて債務超過になっておつたと、こういうふうなことの記事が載つておつたわけでございますけれども、これはいつの検査でそういうふうな時点のところが、またそれはどのくらいの金額等というところが、検査がなされたのか、そういう点についてお話しただきたいと思ひます。

○政府委員(福田誠君) お尋ねでございますが、私どもにおきましては、平成七年九月の検査を実施した段階で実質的な債務超過状態にあるという事実を把握したところでございす。その規模あるいは検査結果につきましては差し控えていただきますが、その時点で大幅な収支の悪化状態を把握したということでございます。

○岩瀬良三君 それじゃ、もう一点だけお聞きしますけれども、収支が悪化したというふうなことをつかんだ場合、通常の場合はどういう指導をとられるのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(福田誠君) 通常の場合も日産生命の場合も共通でございますが、当該生命保険会社の経営がもし不調であるという場合には、その原因をよく調べ、そしてそれに基づいて経営改善計画を実施していただくということが最も重要である。また、日産生命の場合も、特に日産生命の経営が悪化した理由が一時期における高利回り商品の乱売あるいは経営改善計画の甘さにごさいまして、特に平成七年九月の検査後におきましては、グループ企業からの基金の拠出とか営業支援、そして保険販売代理店の有効活用、さらに人員削減の強化、経費の削減を柱とする経営改善計画を策定指導したわけでございます。

○岩瀬良三君 今そういう途中のことでございますので、できるだけ保険契約者の資産が守られるようにひとつ御努力いただきたいと思っております。

それから次に、第一勧銀事件。これまたいろいろな先生方がお話しになられておりますけれども、総体的なことは別にしまして大蔵検査、これは恐らく隠ぺい工作が行われたんではないか、こういうようなことが報道されておるわけでございますけれども、そういう点でそういうことが言えるのか、その点についてお願いしたいと思います。

○政府委員(中川隆雄君) お答え申し上げます。

第一勧銀に対します検査の状況でございます。第一勧銀に対します大蔵省の検査は、直近では平成六年十月に実施をいたしているところでございます。その前は平成二年九月に実施をいたしております。

個別の金融機関に対します検査の内容につきましては、従来から詳細の御答弁は差し控えさせていただいておるところでございます。また今の御質問は個別の取引についての検査の内容でございますので、かつまた御質問の点がたまたまに捜査当局による捜査の対象になっていない点でございますので、詳細のコメントは差し控えさせていただきます。この二回の検査は、いわゆる私どもが申し上げます総合検査ということでございまして、当該金融機関の経営内容全体、資産内容を初め、経営の状況すべてについて検査をするという総合検査でございます。特に資産内容というのは、昨今の状況でございますからまず問題になるわけでございまして、こうした大きな金融機関、特に上位都市銀行の場合におきましては当該銀行自身が発表しておりますけれども、百二十万件といったような非常に大変な件数の融資案件がございまして、その中で抽出をして検査するわけでございますが、今御指摘の点につきまして、検査官は一定の基準を示しまして抽出をいたします。

抽出だけでも、大きな銀行でございますから万の単位になるわけでございますが、一件一件見るわけでございますけれども、今の御質問の点に關しまして申し上げますと、第一勧銀みずからが頭取の記者会見、あるいは先日の参考人質疑で答弁されているわけでございますが、当局の過去二回の検査に際しまして、本件債務者に關連して、検査官に対し抽出・分類を回避した疑念があり、すなわち検査官に対しまして虚偽の報告をした疑念があり、現在調査中であるというふうに説明されているわけでございます。いずれにいたしまして、現在事実関係について調査を継続しているところでございます。

○岩瀬良三君 事実そのとおりだろうと思うわけでございますけれども、額がかなり大きいわけですね。その場合、不良債権として大蔵省に認定していただかないと償却が進まないんじゃないかと思っておりますけれども、時間があればまた後でお願いしたいと思いますが、有税償却、無税償却のいろんな点もあるんでしょうけれども、そういう償却、大きなものについての償却は銀行だけではできないんじゃないかということも聞いているんです。

また、今コンピューター時代であるので、入れたものが大体出てきちゃうんじゃないかと思うんです。それを削除してお見せしたというようなこととなんだらうと思うんですけれども、それにしても最後は当局の方の認定をいただいたか、それはできないんじゃないか、こういうふうなふうに思っておりますけれども、その点はどうかでしょうか。

○政府委員(中川隆雄君) 個別の事案についての償却の御質問でございます。なかなか検査の立場からは申し上げるのに限界がございまして、銀行は有税の償却をしたというふうに私どもは承知をしておるわけでございまして、有税の償却引き当てにつきましては、銀行は企業会計原則等にとりまして銀行の自主的な判断によって行うということになっております。

ただし、有税償却引き当てを行う場合におきましては、あらかじめ当局に提出をするということにはなっております。これは、期末にそういう、どの程度の償却が行われるのかというのは、行政といたしましてもあるいは検査部門といたしましてはその実態を把握しておく、次回の検査等の参考になるということでございまして、そういう報告は求めているというところはございまして、いづれにいたしましても償却引き当てをどうするか、有税の場合には当該銀行が自主的な判断で企業会計原則にのっとり行うというのが原則でございます。

○岩瀬良三君 そうしますと、これは正規の検査に対してそういうことがなされたわけでございまして、法に触れるというようなことになってくるんだらうと思うんですけれども、あとの対応を大蔵省としてはどう考えられておられるのか。また今捜査中の段階かもしれませんが、その点は一般的にどういうことが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

第一勧業銀行の今回の問題につきましては、公共性の高い免許業種である銀行が不適切な業務運営を行い、預金者等の信頼を著しく損ねたこと、極めて残念であり、また大変遺憾なことだといふふうに思います。既に、同行に対して引き続き事実関係について徹底的な調査を進めるように指示をしたところでございます。これは法令に基づき命令でございますが、まずは事実関係の解明というのが最初にやるべき一番大事な点かと思っております。

大蔵省としましては、まずは本件についてのその事実関係の解明を、またその報告を受け、捜査当局による捜査の状況をも踏まえながら法令による厳正な対処ということを考えてまいりたい。そこには例えば法二十六条による業務改善命令とか、いろいろな諸措置が法律に明定されておりますので、それに基づいた措置をとることになる可能性があるということでございます。

○岩瀬良三君 大蔵大臣も総点検を指示したというようなことが言われておりますので、厳正にひとつお願い申し上げます。

またその一方、三ヶ月を超えましたので、銀行の決算状況、銀行にかかわらず各界の決算状況が新聞をにぎわしておりますけれども、銀行の決算状況は今どのようなようになっておりましたか。わかる範囲で、まとめられている範囲で結構でございますけれども、まとめたものをちょっとお話しただければと思うわけでございます。

○政府委員(山口公生君) ただいま私どもの手元には主要行についての決算のまとめのようなものは集まっておりますので、それによりまして、主要行といえますと都銀、長信銀、信託銀行というふうな、いわゆる二十行というベースで申し上げたいと思うわけでございますが、業務純益が八年度は七年度に比べて若干落ちておりますけれども、四兆五千の確保ができております。経常利益がマイナスの千六百十七というふうになっておりまして、当期利益がマイナスの千四百六十四億円となっております。これは速報でございます。

そこで、大変私ども関心を持っております不良債権の状況について、この機会にお話を申し上げます。額、破綻先、延滞、金利減免等というものの合計が、ちょうど一年前の八年の三ヶ月で二十一兆八千六百八十億円ございました。今回九年の三ヶ月では、速報でございますが、十六兆四千四百億円でございます。

今、御紹介いたしましたように、不良債権の総額が約五兆円ほど減ってきているというところは言えるわけでございます。また、かなりの引き当てというものも進んでおりますので、この二十行を見る限りにおいては、個々の銀行いろんな事情はあるでしょうけれども、全体として見ますとかなり不良債権問題の処理が進んできたという印象を持っております。

○岩瀬良三君 五兆円近くだろうと思うんですけれども、減ってきておると、順調な償却状況なん

だろうというふうに思うわけでございます。これは、今主要二十行なんですけれども、地方銀行または信用金庫等もという傾向にあるのかどうか。これは、数字がないのでしうから今までの判断で結構ですけれども、一緒にお願したいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今、二十行だけについてデータがございましたので御紹介させていただきますが、地方銀行あるいは信用金庫、信用組合等、それぞれ不良債権を減らす努力を一生懸命やっておりますので、恐らくはいい数字になるのではないかと期待しておりますけれども、ちよつと数字が集計されるにはまだ間がありますので、明らかにした時点でまた御紹介したいと思ひます。

ただ、全体の問題と個々の銀行あるいは個々の信金、信組等の事情とはちよつと違うということが指摘されなければならぬ問題でございます。どうしても全体がある程度よくなつていても個々の銀行によってはまだまだ重い荷物をしよつて歩かなきゃいけないところがあるかある可能性はまだ残っているというふうに感じておる次第でございます。

○岩瀬良三君 私、なかなか厳しいよということと聞いたところもありましたので、今ちよつと質問させていただいたわけです。

主要二十行の範囲で結構でございますが、この範囲で有税償却と無税償却されている範囲というのはどのくらいの率でいっておりますか。額でも結構でございます。

○政府委員(山口公生君) 恐れ入りますが、まだそこまで細かく統計をとっておりませんので、明らかになりましたらまた御紹介させていただきますと思ひます。

○岩瀬良三君 それではもう一つお聞きしたいのは、例の小基ビルディングの方へ貸した融資分ですけれども、七十五億円ほどが残つて、これがとれない、こういうふうなことになるわけでございますけれども、この償却はなされておる

んでしうか。また、なされているとすればいつの時点でなされておるのか、その点はいかがでございますしうか。

○政府委員(中川隆進君) お答えを申し上げます。今、委員御指摘の償却についてでございますけれども、個別の取引の償却に関するところでござい

ますけれども、私も承知しておりますのは、両方とも有税で償却をされているというふうな承知をいたしております。

○岩瀬良三君 ちよつと今聞き取れなかつたんですけれども、有税償却でなされておるといふようなこととございませうか。これは何年度で償却されておるといふこととございませうか。

○政府委員(中川隆進君) お答えを申し上げます。重ねて申し上げますけれども恐縮でございます

けれども、個別の取引の償却に関するところでございませうか。本来、検査の立場からお答えするのを差し控えていただきますけれども、既に銀行みずから発表をいたしておりますので、そういう観点からお答えを申し上げますと存じます。

第一勧業銀行が発表しておりますところでは、小基ビルディングにつきましては七年三月期に二十六億四千万円の有税償却をいたしております。小池嘉矩氏につきましては九年三月に四十四億三千九百万円の有税償却を、両方とも有税

間接償却でございますが、実施をされているというふうな承知をいたしております。

○岩瀬良三君 ありがとうございました。

それでは、もう一つ別の方へ入りたいと思ひます。大和銀行事件がありまして、これはもう決着を見ておるわけですが、この影響がすく

大きかつたという点も一つあるわけでございますけれども、アメリカで三億四千万ドルの罰金を払つて、それから米国の撤退、こういう二点で司法取引がなされたというふうになっておりますけれども、このうち三億四千万ドルの罰金というのはいつ払つておるのか、つかんでおりま

うか。また、その罰金の税法上の取り扱いはどうなつておるのか、この点についてお願いいたします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。八年三月期に罰金三百五十八億円を払つてお

ります。

○政府委員(松橋晴雄君) 個別の事項につきましては、従来から国税庁として答弁を差し控えていたものでありますけれども、一般論として外国の政府から科せられた罰金について税法上どういう取り扱いになるかということについてお答え

させていただきますと思ひます。

これについては法人税法の三十八条第二項に規定がございまして、罰金及び科料並びに過料については損金の額に算入されないことになっておりますが、これには外国政府等に支払う罰金等は含まれないものと解されております。

○岩瀬良三君 ありがとうございました。そうすると、言うならば罰金ですから一つの罪を認めたという形になるわけでございます。それが損金に算入されないというのは、税法上のい

ろんな解釈の問題があるんだらうと思ふんですけれども、今までもそういう例があつたのか、これが初めてなのか。そういう解釈を今回初めてとつて

いるのか、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○政府委員(松橋晴雄君) お答え申し上げます。法人税法三十八条第二項の規定は今読み上げさせて

いただいたとおりでございますけれども、なぜ罰金等については外国政府等に科せられたものは含まないかと解釈されているのかということについてお答え申し上げます。

矛盾がないのではないかと。それから、外国の法制が非常に区々さまざまあることから、罰金等といつてもその性格が必ずしも我が国の罰金等と同じであるとは限らないというふうな考え方から、画一的に損金不算入とすることには問題なしとしないというふうな考え方

で私ども対応させていただいております。

○岩瀬良三君 確かに、外国のいろいろな法制上の違いでその性格もいろいろ違ふかと思ひます。ただ、こういう大和銀行事件のような形のもの

まで無税扱いだということになりますと、それが国内のいろいろな金融関係にも大きな影響を与えて社会的な影響も与えておる。こういうもの、なかなか国民感情では割り切れないものがあるわけ

でございますけれども、こういう点について、国税当局の方もそれだいたいというふうには決してお考えになつておらないと思ひますけれども、今

後ともひとつ御検討のほどをお願いしておきたいと思ひます。

○政府委員(松橋晴雄君) 外国で罰金等を科された場合についての損金算入の問題につきましては、政府税調の法人課税小委員会におきまして検討が行われております。

この報告におきまして、我が国企業が今後海外活動を非常に拡大していくことから、当然ながらその国の法令を遵守することが強く求められる。こうした諸点にかんがみれば、外国に支払う罰金等についても損金の額に算入しないことを検討する必要がある」としつつも、各国の法体系はさまざまであることから、「外国の罰金等を

損金不算入とする場合には、その範囲を慎重に検討する必要がある。」というふうな御議論、報告が行われたというふう聞いております。

○岩瀬良三君 金融関係は以上で終わらせていただいて、日銀法の改正の方へ入らせていただきます。

先ほども橋崎委員から非常に基本的な事柄等についていろいろお話がありました。極力ダブる点

は省きまして質問させていただきたいというふう
に思います。一つは、この法律ができた、その改
正も先ほど来意義等言われておりましたけれど
も、二十一世紀に向けて我が国が世界の中で十分
伍している、そういうシステムの中の中央銀行、
こういうふうなふうに考えていいんじゃないか
かと思うわけでございます。そういう中で世界の
中央銀行制度の潮流と申しますか、行われている
法制上の問題、そういうものにどこまで整合性が
とれているんだという視点から質問させていただ
ければと思うわけでございます。

端的に言う、グローバルスタンダード、こう
いうことで言われておるわけでございます。各国
ともそれぞれ真剣な取り組みをしておるわけで
ございまして、英国ではこの間労働党政権が誕生
して、イングランド銀行の独立性強化とか金融監督
機関の一元化等検討するようになったというよう
なことで、私もと合せて、日本と同様に各国
とも取り組んでいるというふうな感じを深くす
るわけでございます。

そういう中で、二点質問させていただきま
す。一つは金融制度調査会、この中でいろんな審
議が行われたわけでございますけれども、過般私
ども新聞等を見ましたところ、どうも金融制度調
査会をやっている部屋、委員と大蔵省幹部の皆さ
んがそこで議論されておられるんだと思うこと
ですけれども、そういう部屋の配置が載ったこと
があるわけでございますが、委員と大蔵省の担当
部局の皆さんが同一テーブルでいろんな議論を
されておったようでございます。

審議会または調査会といいますが、委員の皆さ
んの自由な発言というのを我々期待しているわけ
なんですから、いろいろ検討されておられた
というふうなことも承りましたけれども、現在
どういう形で調査会の運営がなされておるの
か、自由な発言がなかなかできないんじゃないか
というふうに私も思うわけですが、いかがでござ
いましょうか。

○政府委員(山口公生君) 金融制度調査会の日銀

法改正小委員会におきましてもそうでございま
すし、ほかの金制の委員会あるいは他の審議会でも
おおむねそうでございまして、委員の先生
方と一部の事務局、各省庁の者が同一のテー
ブルに着いているというのが普通でござい
ます。それは、いろいろな御質問が多数出るわけ
でございます。例えば日銀法等が非常に多かった
は、外国では一体どうなっているんだと、ある
は三十五年から四十年にかけての日銀法改正の
きにいろいろ御議論がありました、それは一体ど
ういう議論があったのかとか、そういう事実関
係をまずは聞かれました、それに対して私ども
正確にお伝えし、その議論に供するということが
しばしばでございまして、それから、時には事務局
はどうなんだということも聞かれることもござ
います。

ただ、委員の先生方はそれに影響を受けられる
というところは全くございせん、また委員の中
にはいろいろな反対の意見の方々もどんと入っ
ていただいておりますし、そこには非常に活発な
御議論が座長を中心に議論が盛なされるという
が通常でございまして、今回日銀法の関係の小委
員会におきまして、いろいろマスコミの方々は
何か審議自体が非常にねじ曲げられたのではない
かというふうな記事をお書きになっておりました
けれども、私もそれはそういう感じはいたしません
し、また日本銀行のお立場を代表されるオブザー
バーもきちっと入っていただきましたし、それか
ら中央銀行研究会、これは総理のもと勉強会の
委員でいらつしやいました先生にもきちっと入っ
ていただきましたし、各界幅広く学者の先生ある
いはマスコミの代表の方あるいは金融界の方に
入っていただきました、非常にそこにかなり詰め
た議論をしていただいたというふうに思ってお
るわけでございます。

○岩瀬良三君 それとも一つ、これは大蔵大臣
にお伺いした方がよろしいのかもしれませんが、
でも、中央銀行研究会が総理大臣からの要請に基
づいて行われてこの報告がなされた、それをもと
に金融制度調査会の検討がなされた、こういうこ
とでございまして。

この日銀法の改正は、大蔵省権限ともかなり密
接なものがあるわけなんです、そういう意味では大
蔵省所管の金融制度調査会にかけることが適当
だったのかどうか。私が先ほど申し上げました配
列のことや何かのこともその一つになっておるわ
けでございまして、どこか第三者機関の方
でこの検討がなされた方がよかったのではない
かという思いを強くするわけですが、決して
金融制度調査会ですらなかったということじゃござ
いせん、そこでの議論ということになる、
非常に大蔵省とのつながりが深い、こういう調査
会ではなかったかと思うわけで、そういう点で別
の分野での検討が必要だったんじゃないかと思
うわけですが、この点いかがでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) 大臣の御答弁の前に
ちよつと事実関係を中心にお話しさせていただきます
たいと思います。

まず、この日本銀行法の改正問題が与党を中心
にお話が出た後に、総理大臣の御発案で総理大臣
のもとに中央銀行研究会というものがつくられま
した。それは事務局も内閣の審議室の方でお務め
いただいたわけでございまして、そこでも内閣の方
での人選をしていただきました、ある意味では大
蔵省との関係からいうと第三者的な存在である中
央銀行研究会というものが大筋をおまとめいただ
いたわけでございまして、それは与党の方のお考えを
受けながら、またあるべき姿というのをそこでか
なり綿密な、濃密な御議論をいただきましたお決
めいただいたわけでございまして。

その後、政府の提案でいくということが決ま
りましたので、政府の提案となりますと所管が大
蔵大臣ということになります。そうした場合に、
金融制度調査会というものにはかなければなら
ない。なぜかといいますが、金融制度の重要事項は
金融制度調査会にかなさないと、金融制度調査会とい
なっておりますので、それは金融制度調査会とい
う大蔵大臣の諮問機関にお諮りするという手続を

とらさせていただきます。したがって、そこにおきましては確かに非常に
大蔵省との関係が、一番問題になる法案を大蔵省が
という御疑問はいろいろおありかもしれませんが
が、そこは私も決してはきちつと中央銀行研究
会の御報告の線でもってよろしく御審議のほどお
願いたしますというところで引き継いでいただ
いたという経緯がございまして。

○国務大臣(三塚博君) ただいま銀行局長から答
弁ありましたとおり、中銀研、中央銀行研究会、
総理大臣がビッグパンの関連で銀行のあり方とい
う高い見地から人選をされて御勉強をいただき、
そこで答申をいただくということになったと承知
いたしております。

金融制度調査会、金融制度全般についての審
議を行う法定の調査会でございます。本件につ
いては諮問機関でございまして、人選について広
く選挙をいたしました、自由闊達なグローバル
な、また今後の日本の金融制度がどうあるべきか
という点について学識、見識のある皆様に御委任
を申し上げて行ってきたところでございまして。そ
ういう点で、法制上そのルールを守りながら取り
進めるものであります、内容において御質疑の
趣旨を踏まえておると見てよろしいと思ってお
ります。御理解を得たいと思っております。

○岩瀬良三君 それじゃ次に移ります。一番大事
な焦点になっております政策委員会の点について
お聞きしたいと存じます。

先ほど来お話が出ておりましたけれども、日銀
が何をやっているか、国民に見える状態が必要
んじゃないか。確かにそれとおそろいというふ
うに思うわけでございまして。そうなりますと、成
功したとき、失敗したときも検証できるようにす
るというふうなこともありましようし、また責任
問題、それに対する責任ということも大事になっ
てくるわけでございまして、そういう意味
で政策委員会の動きというのが一番大事じゃな
いかというふうに思うわけでございまして、広く人
材をということが一番大事な点ではないかと思

わけでございます。

そういう点につきまして、今までの政策委員会は官庁の次官をやられた方のOB、通産、農水とか大蔵次官をやられた方のOBが總裁とかまたは政策委員になっておられて、一面では役所の延長的な感覚があるわけでございますが、このたびはそれについて広く人材を求めるということになってきておるわけでございます。もうそういうようなことはなくなるんだらうというふうに私も思うわけでございますけれども、選考する側の大蔵省の方のお考え、殊に人材でございますので大臣のお考えが大事だらうと思うんで、お願い申し上げます。

○国務大臣(三塚博君) 日銀政策委員のうち、いわゆる任命委員につきましては、省庁出身者あるいは民間出身者を問わず優れた経験と識見を有する者を選考してきたわけでございます。

今後、日銀政策委員会の審議委員につきましては、改正案におきまして従来の業界代表的な考え方を改めまして、広く経済または金融に関し高い識見を有する者、その他の学識経験のある者のうちから選任することといたしております。また改正案では、審議委員等の政策委員会メンバー全員について、御案内のとおり、両議院の同意を要すると、こういうことにさせていただいております。

ただいま岩瀬議員御指摘のように、今後の対応ということで御意見を賜りました。政府としては、国会の御同意を得て、金融政策の運営について国民から負託を受けるにふさわしい人物を任命できますよう、できる限り広い範囲の人材に目を配りつつ、適切な人選に努めてまいりたいと考えております。

○岩瀬良三君 今、的確な御答弁があったわけでございますけれども、その中でちょっと私も気になるのは、官庁のOBの方がまずいということではございません、そればかりになってはいけません、こういうことでございます。

それから、もう一つちょっと気になるのは、業界だけじゃなくということ、どちらかとい

うと業界を外すような感じもちょっと今受けとめられるわけですが、やはりこれは金融界のことでございますので、金融業界のしかるべき人という感じがなければいけないんだらう、その中心になければいけないんだらうというふうに思うわけでございます。その中心は、どちらかといえれば金融界の人が中心でいるんな人の意見をいうことだらうと思うんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 当然、金融界におきまして御苦労をいただき、また経営者として立派な成果を上げておるバンカーがたくさんおられることを私も承知をいたしております。そういう観点から、学識経験者という観点で選ばれてくる、当然国会の同意を得なければなりません。そういう広い視点で行ってまいるといふことであります。その結果としてそうなるっていくのではないでしようか。

○岩瀬良三君 それから、「その他の学識経験のある者のうちから」と、こういうふうに表示現されておるわけでございますけれども、いろいろな人の声を聞きますと、消費者の代表とか中小企業の代表とか、金融とはすぐ結びつかない、こういうような方の代表の意見も反映されてどうかというふうな意見もあるんで、この点についてはどうお考えでしようか。

○政府委員(山口公生君) 今回の御提案申し上げております法律は、いわゆる広く学識経験者というところでございまして、どの特定の範囲、あるいは特定の形態、属性の方々というふうに絞っておりませんので、広くその辺は選んでいただく、また国会の御同意をいただきたいというふうに思っております。

○岩瀬良三君 これは、ちょっと日付が入ってこないんですけれども、ある新聞を見てみしたら、ちよつとそこを言いますと、「民間委員が金融実務にうといことがあるとしても、日銀執行部は性急に非難してはなるまい。日銀のスタッフを民間委員に協力させ、欠けている点を補

わせる度量が必要だと思ふ。」と、前後があるわけですが、こういうようなことが出ておるわけなんです。日銀の方でも今まで理事会が重視されたということで、どうしても専門家の方が先にと、話が早いというようなこともあるのかもしれないけれども、そういう点があるかと思ひます。日銀總裁のお考えをお願いします。

○参考人(松下康雄君) 改正法のもとにおきます日銀政策委員会は、金融政策の決定等の最高の機関でございますから、私どもも本当にこの職務にふさわしい委員の御選考をお願いしたいことは当然でございますけれども、同時に、日銀の事務当局といたしましても、これらの任命をされました委員の皆様が十分にこの能力を御発揮していただくように、例えばこの方々の補佐をするためのスタッフの選任でございますとか、この方々に利用していただきます資料の差し上げ方、御説明の仕方等々には十分工夫をいたしまして、金融、経済の情報などを広くごらんに入れました上で、この皆様方それぞれのお立場での御意見を承るよう運営をさせていただきたい、そういうふうにしてまいりたいと思ひます。

○岩瀬良三君 それから役員、政策委員ですけれども、二十六条には役員の行為制限ということがあるわけでございます。私も、こういう大きなものじゃございせんけれども、それぞれの委員になつていただくことを経験したことがあるんですけれども、なかなかよい人はそれぞれ忙しかつたり、活動が非常に忙しかつたりするんですね。この中で、一番影響があるかなと思ひますのは、三項の報酬その他の職務、こういうものに従事することというふうなことがあるわけでございます。

なかなかこればかりのところの比較でございます。この政策委員の報酬というのはある程度の額になつて、それ以上の忙しい、また立派な人は収入も得られておる方もたくさんあるんだらうというふうな思ひわけでございます。このところについて何か御工夫をいただいて、立派な人がこの

政策委員になつていただけるようにする必要があるんじゃないかというふうに思ひわけでございますが、いかがでございますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) ただいまの兼業の禁止の点につきましては、御指摘のようにこの政策委員会に人材を得るといふ観点からいたしまして、「職務の適切な執行に支障がないと政策委員会において認めた場合には、兼業を認める」といった配慮も必要と思はれる。というのが金融制度調査会における答申の内容でございます。その御意見によりまして、この条文を解釈していくべきものであると思っております。現実には、この職務の執行上支障があるかないかという判断は、余り大ざっぱな基準で置きますのはなかなか難しからうと思ひますけれども、そういうたゞいま申し上げましたような考え方をといたしまして、政策委員会においてこれならば十分の人材を得ながら、しかも兼職に伴う弊害を排除することができるといふような努力をまいりたいと思ひます。

○岩瀬良三君 ぜひ多方面の方々の委員就任という点で、御努力いただければというふうに思ひわけでございます。

次に、政府委員のことについてお伺いしたいと存じますけれども、十九条で「必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ」と、こうあるわけですが、この金融調節事項を議事とする会議というのはどのくらいあるものでしょうか。また、今までの過去の例から見ると、その比率というのはどの程度でしようか。

○参考人(松下康雄君) 現行法のもとにおきましては、政策委員会の定例の開催日は週二回でございますけれども、その間に臨時の開催はむしろ可能でございます。その中で、金融政策の問題を議論する会議というものが特定をいたしておりますので、必要に応じてその開催されたときにはいつでも議論ができるという建前でございます。

今度の改正法におきましては、この点につきま

して政策委員会の開会日そのものは任意でしければ開会することは一向に差し支えございませんけれども、その中で、金融政策に関連する事項の議論をしていただく開会日というものをあらかじめお決めしておいた方がよろしいのではないかと御意見に基づいて、考えてまいることになります。それは、金融市場の方でも大体この日、この日の議論の中で金融政策問題が議論されるということをお知らせの通知でできた方が受けとめ方も円滑に行われるということでございます。おおむねの見当は、一月に二回程度ということと考えてまいることになります。

○岩瀬良三君 私は、どういう点が金融政策事項なのかという細かい点までわかりませんけれども、その金融政策事項だということについてははっきりと分かれているところはあると思いますが、その区分がなかなかはっきりしない。金融政策事項だよ、金融調節事項だよ、ということと言われれば、そうだと、そうでなければというようにあるんじゃないかと思うんですが、その辺の基準というものはつけておくんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 実は、今回御提案を申し上げております法律によりまして、第十五条に第一項と第二項とを書き分けてございます。かなり細くなりますので省略させていただきます。その細かくなりますが、第十五条の第一項の一号から六号までの掲げたもの、ざっと眺めていただきますと、これが金融政策と言われる部分の会合でございます。二項からはそのほかの、例えば特種だとか国際金融の関連の業務だとか、あるいは重立った組織、定員、あるいは支店、そういうこととが、いわゆる金融政策とはちょっと違う業務運営的なものが二項でございます。

この政策委員会を一項の政策委員会と二項の政策委員会に一定分けた形で開く、あるいは同時期に開いても構わないと思うのでございますが、こまでは金融政策としての、つまり通貨調整のための政策委員会、これから以降は二項であります

その他の業務に関する政策委員会というふうに分けていただきますと、先ほど御指摘の政策委員会に政府の方から出るべき会合というものはつきりする。その中で必要に応じてということで必要性を感じて出るというふうな仕組みにさせていただきます。いております。

○岩瀬良三君 それから、指名する職員なんですけれども、私はこれは「大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じて」と、こういうふうな書きであるので、それぞれの大臣は忙しいときが多いわけなんです、それのかわりというふうなこともあるならば、または連絡調整というふうなこともあるならば、せめて次官の皆さんかなというふうな思うわけでございますけれども、この指名する職員というものはどの程度の職員の方を考えておられるのでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 政府から出席する場合には、大蔵大臣または経企庁長官が必要に応じてみずから出席し、またはその職員を出席させることができるというところでございますが、大臣、政務次官は実際問題として公務、いろいろなスケジュールがございまして、それとの関連がございまして、もう一つは政府側から何を発言するかということにも関連していただくわけでございますけれども、さまざまな専門的な説明を行う必要がある場合も考えられるわけでございまして、そういう意味で、そのときに最も適切な職員を出席させるというふうな考えられるわけでございます。

したがって、あらかじめ指定する職員というものを特定しておくということではなくて、そのときに最も適切な職員を出席させる、そういうふうな考えでございます。

○岩瀬良三君 この指名する職員なんですが、現行法では委員として、議決権はなかったわけですが、出席しているわけでございまして、けれども、自主性というのを重んじた場合には、連絡調整でその会議の傍聴に行くということならば別ですけれども、自主性を重んずる会議に政府の方

が行く、そこまで出るといことはどうも私も納得できない点があるんですけれども、これは金制調の議論ではどんな議論がなされておったのでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) 日本銀行の自主性というものをきつちりと決める一方、政府の経済政策と日本銀行の金融政策との整合性というものをどうやって確保するかということがいろいろ議論されたわけでございまして、金融制度調査会におきましては、「政府との連絡を密にし政策の整合性を確保するとともに、その過程の透明性を高める観点から、必要に応じて政府から政策委員会に出席できることとする」ということが適当である」というふうなことがございまして、

そこで、この法案におきましてはただいま申し上げましたような規定が設けられておるわけでございまして、整合性を確保すると同時に、むしろこの委員会の場で政府の出席者がきちっと発言をし、それがまた後刻公表されることによりまして政策調整の透明性が高まるということがポイントであらうかというふうに理解しております。

○岩瀬良三君 そういう点が金制調の方の議論だというふうに理解していいですね。

そうしますと、前にこれは出ていたんですけれども、アメリカのグリーンズパンFRB議長が、政府からの出席は独立性を非常に損なうものだというふうなことを強調されておった。また、体制は違にしても、米国のそういう組織ではこういうものはなくなっておる、それはもうずっと前からなくなっておるんだというふうなことを言われたように記憶しておるわけですが、そういう点についてはいかがでございましょうか。これについては、そういう自主性ということを考えた場合には、政府からの出席というものをなくするということのような議論はなかったんでしょうか。

○政府委員(武藤敏郎君) アメリカのお話が出たわけですが、確かにアメリカのFRBにおきましては政府からの出席者はおられません。ただ、アメリカにおきましては、連邦制度の創設に

当たりまして、一般的には各国、通貨の発行権というのは政府に属するのが一般的なのでございまして、アメリカにおきましては憲法上通貨発行権が議会の権限というふうなことでございまして、これは非常に特殊な制度なのでございまして、議会の通貨発行権をFRBに権限委任する、そういう構成をとってございまして、議会の監督のもとでFRBが通貨を発行し、それに関する政策を遂行するというところでございまして、そういうことで、ちょっと我が国の例といえますか、ほかの国の例となかなか単純に比べることが難しいのではないかなというふうに思っております。

一方、ドイツあるいはフランスそれから最近の欧州中央銀行におきまして、金融政策に関する意思決定を行う機関に政府からの出席が法律上認められていまして、これは、ヨーロッパの例ではそういうことになっておるわけでございまして、この点に関しては、そういうドイツ、フランス、欧州中央銀行の例があるということでございまして、政府からの出席者は、このドイツ、フランス、欧州中央銀行の場合にもそうなのでございまして、議決権は有さないといい形になってございまして、この点は今回の法案におきまして議決権は有さないといいことになってございまして、いわゆる中央銀行の独立性を阻害するといったようなおそれはないものというふうな考えでございます。

○岩瀬良三君 それでは次に、議決延期請求権、これについて伺いたします。

先ほど橋本委員からのお話がありましたけれども、これはできるだけ早く概要をお示しすることが必要なんじゃないか。もう先ほど来かなりやられましたので前段階でまいますけれども、中央銀行のあり方というものをみながら注視、注目しているわけなので、その注目しているということがあるんだということがやはり大事なことなんじゃないかというふうに私は思うわけでございまして、この要旨を示す時期を早くすべ

きだというふうに思うわけでございます。

また一方、会議録というのは、またこれちよつと性格が違ふらうと思うわけで、これまで早くというふうには私は必ずしも思っておりませんけれども、といって先ほどお話があった三十年というふうなお話ではとても話になりませんけれども、少なくとも要旨だけは、中央銀行の動きというのをみな注目しているんだということでございますので、総裁が新聞やニュース関係には会議が終わった後発表するよというところも一つ言えるわけなんです、かつての例などを見させていたいただきますと、政策委員会があつていろいろ違った意見を述べられておつたのも、何か記録によると全会一致の総裁の発表がなされておつたということ、そういう意見の違いというのでもまた非常に大事なんじゃないかと思うわけで、そういう意味で、要旨というのだけ早く発表すべきじゃないか、そう思うわけでございますが、総裁にお伺いします。

○参考人(松下康雄君) ただいまの議事録等の公表につきましては、改正法案の二十条の一項の方に議事の概要を記載した書類につきまして「速やかに、委員会の定めるところにより、」作成するといふ規定の仕方でございます。議事録自体の方は「委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、」公表するといふことでございます。概要の方はできるだけ速やかに作成するようにという御趣旨でございますので、私もそういう御趣旨を踏まえて、ただどういふ内容のものでどういふふうな作成をしたらよろしいかという大事な点につきまして諸外国の実例等も参照しながら検討を行いたいと思ひますので、その検討に合わせまして適正な結論を出していくように考えてまいります。

○岩瀬良三君 それからもう一つ、先ほど来話にも出ました、政府から出席されます方、この者の発言はまた私は別だろつというふうに思うわけでございます。政府から出席された方の発言は、これは要旨などと一緒に発表される場合でもその発言内容を、政府から指名された方の発言はこうだったというところを別途明記すべきだといふふうに思うわけで、この点はいかがでございましょうか。

○参考人(松下康雄君) 私どもの方におきましても現在検討いたしておりますが、議事要旨を公表していくというところは政策委員会の議論の透明性を確保するための仕組みでございますし、また政府代表が出席して意見を申し述べるという点も政府と日本銀行の政策委員会における金融政策、一般経済政策の整合性に関するやはり透明性をねらうとしての仕組みであると考えております。したがって、政府代表が出席をいたしまして意見を述べた場合には、その旨は議事要旨におきましても記載することが求められるといふふうに考えております。

○岩瀬良三君 それから、次が予算の関係でございます。五十一條においては、日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算について事前に「大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならぬ」といふふうにあるわけですが、この点につきましても金制調の議論、また各国はどうなつておりましたか。

○政府委員(山口公生君) 金制調でも、この予算の認可制度についてはかなり綿密な御議論があつたように記憶しております。結局、日本銀行というものの存在と、広い意味の行政権の範囲というもののとのかわりの問題でのとらえ方でございまして、

いづれにせよ、この日本銀行の営業活動等の資金源は何かといふと、国民の財産ともいいます通貨発行益だといふ前提に立ちますと、そこで何らかのやはりそういったチェックといふものが必要ではないか。また、業務としてもその行政代行的な色彩を持った業務をやっているし、純粋に民間活動として、例えば株主の利益のために最大利益を上げていふような存在でもないといふことで、非常に難しい問題としてとらえられたわけ

でございますが、結局、結論としては認可制を維持するけれども、そこにはやはり金融政策の独立性をまず尊重するといふ大前提がありますので、それを阻害してはならないといふことで、まず対象を限定しよう。それから、対象を仮に限定しても認可をしないといふことで圧力をかけるようなことがあつてはならないといふことで、もし認可しない場合にはその理由を公表しようといふようなセーフガードつきと申しましようか、そういう形で予算認可の制度を置いたといふことでございます。今回お示ししている法案もそういう考え方の延長で示していただいております。

外国は、いろいろな国々の制度ですから一概に比較はできませんけれども、例えばイギリスは通貨発行益からの支出は認めないといふような制度をつくつております。フランスは政府の同意が必要という、これは非常に厳しいチェックになつております。そうでない、かなりフリーにしていても国ももちろんあるわけでございまして、我が国としましてどういふあり方が一番いいかといふのは必ずしも外国がこうだからというわけでもないわけ、やはりそこには国民の財産である通貨発行益を使う場合のチェックの仕方を、金融政策の独立性との兼ね合いでぎりぎりどういふ調和をさせるかといふところで出された結論だといふふうに理解しております。

○岩瀬良三君 大蔵省の大蔵省たるゆえんは予算査定にあるといふことが言えるわけで、予算を認可するといふと、認可しない場合も理論上あり得るわけなんです、そうなりますと業務のかんりの部分がこれは大蔵省の承認、認可ですから承認じゃないんですけれども、それが必要になつてくるんじゃないかといふふうに思うわけでございます。ただ、そういう中で、今局長は限定してといふことで言われたわけですが、政令で定めるといふ点を言われたらだろつと思うわけでございますが、この範囲はどの程度のことを考えておられるんでしようか。

○政府委員(山口公生君) 今、私が申し上げましたように、日本銀行が金融取引で生じます例えば支払い割引料とか、国債の売却損等は認可対象の外にすべきだろつと思うわけでございます。そうしますと、政令の対象となるのは、例えば一般事務費とか給料とか、そういったたぐいのものが対象にならうかといふふうに思っております。

○岩瀬良三君 そうしますと、自主性との関連で随分やはりお考えになつておられるようだけれども、逆に申し上げますと事務費とか給料的なもの、それほどではないんじゃないかといふふうに我々も思うわけでございます。

もし、そういうものだけであるとすれば、決算認定のときに見てもいいんじゃないかと。予算の性格はあくまでも事業費であるんじゃないかといふふうに思うわけで、その事業費をいんだ、悪いんだといふところが予算の予算たるゆえんではないかと思つたわけでございまして、今お話しした事務費、給料だけだとそれほどの必要性がないんじゃないかと、こういうふうな思つたわけで、いかにでございまして、

○政府委員(山口公生君) 通貨発行益で賄われているといふ意味では、その経費も同じでございます。私どもの考えでは、そうした事業全体にその影響があつてはならないといふことで、むしろそれは外すといふことでございます。

確かに、給料とか一般事務費とかいふ例を挙げさせていただきましたが、そういうのは小さいからいいじゃないかといふお話がございしますが、ただ、この日本銀行という組織がそういった通貨発行益から出ているといふことに關する事前のチェックといふものが何らかの形であるとすれば、そういったものに対して限定的であるにせよあるべきではないかと。例えば、いろいろな御批判も出てきておりますし、日本銀行も非常にその点については今御努力をいただいておられますけれども、そういったものをより確実にやつていただく必要もあるかといふふうに考えておるわけで

でございます。

○岩瀬良三君 まだあるんですけれども、できるだけ自主性を損なわない範囲でという点はもう非常に重要な点だろうと思うわけでございますので、運用の点で余りきつくなりたくないような形でひとつ進められる方がというふうに私は思うわけでございます。

それから、次に入りますけれども、五十六条の違法行為等の是正というところをあらためて言いたいと存じますけれども、これは前段があるわけですが、読みますと「定款に違反し、又は違反するおそれがある」と認めるときは、というふうな表現になっておるんですけれども、現実にはそういうようなことが行われる可能性があるというふうにお考えで、この条文ができていますか。

○政府委員(山口公生君) 今回の改正法案におきましては、日本銀行の独立性の確保に留意しながらその業務の運営の適正を担保するために、政府の広範な業務命令権は廃止しまして、必要最小限のチェックとして法令、定款違反等の是正を求める仕組みを設けていただいたわけでございます。

今、御指摘の「法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがある」と認めるときは、というところでございますが、例えば日本銀行またはその役職員の行為が法令や定款に定められた政策委員会等の運営や業務の規定あるいは守秘義務や行為制限に係る規定等に違反している場合ということがあるのではないと思いますが、そういうことがあった場合に対して是正を求めるということでございます。

今回、特に守秘義務等を日本銀行の役職員にかけたわけでございます。そういったことが恐ろしくないというふうに信じていると思うんですが、万が一そういった違法行為等があった場合には、直ちにそれを是正していただく必要があるというところでございます。

○岩瀬良三君 いろんな説明と申しますか、金制

調の答申などを見ますと、今までありました業務命令権などいろいろな権限、または監理官制度があったのがなくなつたからとかというふうな言い方の説明もあるんですが、それはちよつと話の筋が違つてきているというふうに思うわけでございますけれども、法に違反すればそれは別の法律が載くわけでございまして、また守秘義務の点もこれは守秘義務として記載すればよいことであつて、ここで違法行為等の是正という形で求める必要があるのかという点で非常に疑問に感ずるわけでございます。

また、そういういろいろな点があるならば、それは監査のときにできるわけでございまして、五十七条では、大蔵大臣の求めによる監査という、後のそういうことがないようになつて規定もあるわけでございますので、この規定がなぜ入つたのかちよつと私もよく理解できないわけなんですけれども、金制調のいろいろな議論の過程の中でそういうものがあつたんでしょうか、またどういう議論がなされたんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 現行法であります昭和十七年の法律では、大蔵大臣に一般監督権限初め立入調査権あるいは日銀監理官等のやや強権的とも思えるような権限が留保されておりました。そういうものについては、やはり日本銀行の金融政策決定の自主性を尊重する上から廃止すべきだということについては意見はすぐに一致いたしましたわけでございますが、それでは必要最小限のものとして何かあるのかということに、法令または定款違反というもののについてはだれかがチェックしなければだれもチェックできないということになるではないかというふうなお話で、そこに限定してみたらどうかという御意見の一致を見たわけでございます。

他の法令で罰すればいいのではないかと御議論ももちろんあるかと思いますが、例えば刑罰的な事犯がありますれば、例えば日銀に集まつたお金を盗むとかあるいは横領するとかいうことがありますなら、当然それは他の刑法事犯として他の法律で罰することはできますが、例えば、この法律で規定している政策委員会にかけるべきものをかけないで何かが行われたとか、あるいは守秘義務というものが今までは規定されておりましたが、今回されておりますが、それをそのままだに放置したときには一体どうなるのかというふうなことは、恐らくないとは思いますが、理論的にはあり得る話でございます。そういう形での、この法令あるいは他の法令に違反した場合、あるいはこの定款できつちりいうふうにするという定款に違反した場合、そういうものについてやはり最小限のチェックを行うと。

その手段として、もちろん監査役の方がみずからそれを見つて、みずからたすくことはそれは当然大変正しいことで結構だと思ひますが、もし大蔵大臣が報告等に基づいてその事実を見つけたとき、あるいはそれが露見して大蔵大臣が知ることになつたときには、監査役にもちよつと調べてもらいたいということでは、直接自分が立ち入るということではない形で監査に依頼をするというシステムをつくつたわけでございまして。そういうことでのやや強権的とも思える監督権限あるいは監査の権限、立入権限というものをこういった形で独立性に配慮した形にさせていただいたということでございます。

○岩瀬良三君 ちよつとこの条文は、独立性を配慮するその余りなのかもしれないけれども、なかなか理解できないところなんではないでしょうか、これはばかりやつていてもしょうがないので、次に進ませていただきます。

次は、政府から受ける短期証券のことについてお聞きしたいと存じます。長期国債は財政法上受けることはできないというふうになっておるわけでございますけれども、短期証券について今の程度の引き受けがなされているのか、現状はいかがでございますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行が現在引き受けしております政府短期証券の残高は二十数兆円でございます。

○岩瀬良三君 突然で恐縮でございます。なぜお聞きしたのかと申しますと、過日、代表質問を私させていただきまして、そのとき、短期金融市場に関する研究会を大蔵と日銀の、たしか実務者というふうな表現で言われたと思いますが、協議している旨の総理大臣の答弁があつたわけでございます。

大臣はそこまでのお話であつたわけでございしますが、この名称は何とのかを始め、この研究会の概要をもう少し詳しく教えていただきたいと存じます。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。今、委員が言われましたように、政府短期証券につきましては、財政法第七条におきまして、国会の議決を経た額の範囲内で、「国庫金の出納上必要があるときは、」いわゆる資金繰り債でございます。一、大蔵省証券を発行し又は日本銀行から一時借入金をする事ができる。という旨定められておりました。これは総理及び大蔵大臣から御答弁させていただきまして、現状では具体的な支障が生じているとは考えておりません。

しかしながら、この政府短期証券も含めまして、広く短期金融市場にかかわる諸問題、いろいろな御指摘もあるところでございまして、今委員が言われましたように、日銀と大蔵省の実務者の間で広くこれは研究していただいているところでございます。

○岩瀬良三君 もう少し詳しくお願いしたいんですが、例えばいつごろまでに検討しようかどうか、参加者が実務者という、どの程度のレベルの方が参加して検討しているのか、もしわかればお願いいたします。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。まず、このメンバーでございますが、日本銀行は参事ほか課長クラスの方、また大蔵省も課長クラスのまさに実務者がわかつておられる方々に参加していただいております。それで、今まで三月以

来、月に一回ないし月に二回精力的にやっていた
だいておりまして、今委員が言われましたが、先
ほど言いましたように、政府短期証券を含めまし
て、短期金融市場の現状とか、F B、T Bの現状
等について検討をしていただいているところでご
ざいます。

○岩瀬良三君 今、短期金融市場と、こう言われ
ているものは、先ほど総裁は、引き受けは二十数
兆円というふうなことを言われましたけれども、
短期金融市場というのは今の程度の動きを見せ
ておるんでしょいか。

○政府委員(伏屋和彦君) 私、必ずしも詳しいわ
けではございませんが、私の知っている限りでお
答えいたしますと、先ほど委員が言われました政
府短期証券以外にいわゆる短期の国債というの
がございます。T Bというのがございます。これが
存在しております。現在、短期金融市場の中核
商品となりつつございまして、例えば平成七年度
末の残高では約十二兆円を超える規模になってお
ります。

○政府委員(山口公生君) 短期金融市場のその他
の数字をちょっと御紹介いたします。

大きくインターバンクとオープンとに分けて御
理解いただきたいと思ひます。まず、インターバ
ンク、銀行間取引の方でございますが、総計で九
六年、四十七・八兆円でございます。うちコール
市場が三十九・四兆円で、残りが手形市場で八・
三兆円でございます。コールをまた二つに分けま
すと、有担コールが八・九兆円で、無担コールが
三・五兆円です。手形の方を二つに分けますと、
日銀オペ手形が六・六兆、プロパー手形が一・八
兆で、総じて言いますと、インターバンク市場は
無担コールが一番大きいということでございます。

それから、オープンマーケットの方で申し上げ
ますと、今理財局長から申し上げましたT B市場
が十二・九兆円でございますが、オープンマー
ケット全体はそれを含めまして六十八・六兆円ご
ざいます。したがって、インターバンクよりやや

オープンマーケットの方が大きいという姿でござ
います。うち一番ウエイトが大きいのはC D市場
でございます。三十二兆円、その次がT B市場が
十二・九兆円、それから債券の現先が十一・九兆
円、C Pが十・八兆円、F Bが〇・九兆円ござ
います。すべてを足しますと百十六・四兆円とい
うのが今短期金融市場の大まかな粗筋でございま
す。

これを概括的に申し上げますと、七九年のC D
の導入を皮切りに、今御紹介しました無担保コー
ル、T B、C P等のさまざまな市場が創設されま
して、品ぞろえの面で多様化が図られてきてお
ります。取引慣行の見直し等の市場改善措置
も講じられておりまして、順調にその規模を拡大
し、透明性、効率性も高くなつてきております。
まだまだこれから厚みの問題等はございますけ
れども、金利裁定も円滑に機能する市場に成長し
てきているなどという感じを持っておるわけでござ
います。

○岩瀬良三君 短期金融市場、私もそんなにわか
るわけではございませんけれども、私が思ってい
たよりもかなりの額が動かされておるというふう
に思ふわけでございます。

ただ、そういう中であるわけですが、政府
の短期証券、これは今どういうことになってお
りましょいか。日銀引き受けというふうなこと
になっていくように聞いておるわけでございすけ
れども、これについてもそういうオープンマー
ケットの中で十分果たすべきじゃないかというふ
うに思ふわけですが、いかがでございますしうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。
政府の短期証券の発行は、現在あらかじめ一定
の割引歩合を提示した上で市中公募を行い、応募
がなかった額について日銀に引き受けていただく
という方式を、定率による公募発行方式と言つて
おりますが、によつておるところでございます。
このこと自体、現状で、私どももいたしまして
は、先ほど言いました財政法の規定にも載つてお
ることであり、具体的な支障が生じているとは考

えておりませんが、今言われました短期金融市場
との関係もございます。

それで、政府短期証券のあり方について、先ほ
どの実務者間で研究していただいているわけでご
ざいます。特に政府短期証券につきましましては、
短期金融市場、さらに今申し上げておりますよう
に国庫の制度、それから財政制度等の観点から、
これは総合的に勘案していかねばならない問
題でございまして、なかなか簡単に結論の出る
問題ではございませんが、先ほど言いましたよう
に、実務者間で精力的に研究を行つていただい
ているということでございます。

○岩瀬良三君 今、局長の方から公募ということ
を言われましたが、しかしこれの利率が公定歩合
から〇・一二五を引いたものを償例の利率、どう
いう定めにしてあるんだかわかりませんけれど
も、償例の利率にしているわけで、今公定歩合が
〇・五で、それよりも低いものを公募してもこれ
は恐らく受け手がはいんじやないかというふう
に思ふわけでございす。これはそういう利率の点
から公募とはいっても全部日銀引き受けになつて
いる、こういう実態だろうと思ふわけでございま
す。これをオープンマーケットの中でそのときの
利率で行うというふうなことにすべきではないか
と思ふわけでございす。特にそれをやっても支
障がないように私は思ふわけでございすけれど
も、いかがでございますしうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。
今、委員が言われましたように、現在の政府短
期証券の割引歩合は、日本銀行がまさに民間金融
機関に対して貸し出しを行う場合に用いておられ
る金利である公定歩合を基礎にして、もう一つ、
これは政府の信用力等を勘案して決定されてい
るところでございます。これは考え方といたしまし
ては、先ほどの引受方式、定率公募残額日銀引受
方式と相まちまして、国庫資金の資金繰り資金と
いうものは多額かつ迅速に調達する必要性が生じ
ることがあるわけでございす。

また、日々の変動幅も大きいという性格を有し
て、その資金調達を
確保、効率的かつ有利に行うということで、現在
こういう仕組みになっておるわけでございす。
その点は、現在の仕組み自体に支障が生じてい
ると思ひます。

○岩瀬良三君 私が申し上げておるものは、政府の
方で今ビッグバンだということいろいろなも
のの透明性またはオープン化、こういうものを進
めておる中にあるわけですね。そういう中で、い
つまでもこれは前からのルールがこうだからとい
うことではないいんじやないか。しかも、短期
市場は育成していかねばならないというふうな
こともあるわけなんです、いつまでもこれではい
ないんじやないか、そういう点で申し上げておる
わけでございすけれども、いかがでしうか。

○政府委員(伏屋和彦君) 政府短期証券の発行と
いわゆる短期金融市場の問題は、まさに政府短期
証券は金融市場の中の一つでございすので、若
干そこは見方が違つたのではないかと思ふわけで
ございす。

委員のおっしゃるような指摘は前からございま
して、そういう議論があることも十分承知してお
ります。したがって、先ほど申し上げました実務
者間の研究では、この政府短期証券のあり方も含
めまして、そして今言われたような広く短期の金
融市場の育成という問題全般を含めて研究が行わ
れているということで御理解いただきたと思ひ
ます。

○岩瀬良三君 すぐ結論が出る問題ではないで
しうから、今のこういう流れの中でのあり方を
十分御検討いただければというふうな思ふわけで
ございす。

それから次は、日銀法の二十五条とよく言われ
ておりますものについて、新しい法では二十五条
じやないようございすけれども、今まで金融
システムの維持というふうなことで発動されてき
たわけでございすけれども、いろいろなところで
で伝家の宝刀みたいな形で最終的な政府の切り札

のような形で出るわけでございますけれども、これがどういふときにどういふ形で出てくるのか、なかなか我々は読みにくいわけなんですけれども、現行法二十五条の発動の基準は何かあるんでございませうか。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行が信用秩序の維持に資しますために日銀法二十五条に基づく資金供与、これを通常特融と称しておりますが、この特融を行うに当たりましては関係者の責任の明確化や日本銀行の財務の健全性に配慮をしながら、システミックリスク、金融システム上のリスクを引き起こすおそれがあり、かつ日銀の資金供与が不可欠であるという場合に限り資金供与を行うこととしたというわけでございます。

実例を申し上げますと、現在、日本銀行では阪和銀行の処理方針が実行されますまでの間の預金払い戻し資金に関する阪和銀行向け貸し出し、それから兵庫銀行の処理方針の一環として設立されましたみどり銀行に対します劣後ローン、それから整理回収銀行向けの出資、それから新金融安定化基金、住専関連でございしますが、これに対する資金提出、この四つの案件につきまして二十五条の資金供与を実施いたしております、その金額の合計は五月末で四千六百五十億円でございます。

日銀は、これまでそのほかにコスモ信用組合、本津信用組合、それから兵庫銀行の処理に際しましても現在の阪和銀行向けと同様の預金払い戻し資金等の貸し出しを実施いたしましたが、これらはそれぞれの処理方針が実行されました時点で全額返済を受けております。

○岩瀬良三君 今、詳細にお話しただきました、何か発動するときの基準というふうなものがあるんでしょうか。

○参考人(松下康雄君) ちょっと省略をして申し上げましたけれども、特融に当たりましての基準でございますけれども、まずこの措置を行わなければ我が国の金融システム自体に混乱を巻き起こすリスクがあるという場合でありまして、かつ日

本銀行が資金供与をいたしませんという、ほかには十分な資金の供与を受けることができない、そういう場合につきまして、またもう一つの条件としましては、そういう事態の関係者の責任の明確化でありまして、またその融資を行いましたこととが今度は日本銀行自体の財務の健全性を損なうようなことがないというふうな、この二つの点に配慮をいたしまして、特融が必要な場合、それに応じてきているわけでございます。

○岩瀬良三君 それからもう一つは、今のは発動の基準だろと思うわけですが、運用面での基準というふうなものはあるんでしょうか。例えば利率だとか償還条件だとか、こういうものについてはいかがでございませうか。

○参考人(松下康雄君) 日銀特融を行いたいという場合にはもう通常正常な担保が得られない、無担保の融資という場合が多々ございしますが、無担保の融資の場合には現状の公定歩合に〇・二五%上乗せした金利ということで融資を実行いたしております。

○岩瀬良三君 そうしますと、先ほどは四千六百五十億、今出ているというふうなお話であつたわけでございますけれども、これは流れを見ますと、例えばある時期に残高がぐっと減っているというふうな月があるわけですが、そういうときはそういう返還がなされたというふうな考えでよろしいんでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 実例を申し上げますと、本津信用組合の関連では九千億円の特融を実施いたしました。この分はその後、本津の処理計画ができましたときに預金保険機構から資金援助が入りまして、この援助の金額によりまして私どもは返済を受けたわけでございます。そのようにに相当大きな金額の単位で出ることもございまして、また返済を受けることもございます。

○岩瀬良三君 これにつきまして、新法では三十八条でございませうか、に規定されておるわけでございますが、二十五条、現行法のときにはそういう規定がなかったように思うわけですが、

今度のこの信用秩序の維持のための業務については大蔵大臣が要請することができるといふような規定になっております、これは日本銀行独自ではできない、要請されたものに対してのみ行うと、こういうふうな解釈されるんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、現行法の二十五条は、ちょっと読ませていただきますと、「日本銀行は主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ得」といふふうになっております。したがって、日本銀行が主務大臣の認可を受けてこの業務をやるという形になっております。

今回の三十八条をござんいただきますと、大蔵大臣は、信用秩序云々に重大なおそれがあるときは「業務を行うことを要請することができ」といふふうに、御指摘のとおり変えております。これは、信用秩序の維持の最終責任者はだれかというところから来るわけでございまして、それはやっぱり大蔵大臣であるべきだという考え方があります。したがって、基本的には大蔵大臣が日本銀行に要請をして、じゃ日本銀行はそれを拒否はできないのかという、第二項でもって、ちょっと読ませていただきますと、「前項の規定による大蔵大臣の要請があつたときは」云々、その他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる」とありますから、日本銀行は政策委員会に諮りまして、それを受けるか受けないか、どういふふうにするかということを決めるといふ姿にさせていただいたわけでございます。

ただ、それでは日本銀行から何もその点についての意見が言えないのかという、それは実際問題、例えば日本銀行が審査等でいろいろござんになっていていろいろな問題が生じた、そのときには、大蔵大臣の方にかくかくしかじかの事情であるというふうな情報をいただきますれば、大蔵大臣としてはしかるべきそれは対応をするというのが現実的な対応の一つにならうかと思うわけでございます。

○岩瀬良三君 ちょっと時間の読み違いがありまして、時間が来てしまったようでございます。できるだけ国民にわかるような形で、ひとつ奥の手を使つていただければというふうに思うわけでございます。

いろいろ多方面にわたりますので、ありがとうございます。

○鈴木和美君 前回、私は、昨年六月に与党三党のプロジェクトチームがまとめた「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」と題する報告書で指摘した事項に沿って、その内容がきちんと政府提出の改正法案に盛り込まれているかどうかを伺いました。前回八つの検討項目のうち、目的規定、独立性の強化、透明性の確保、政策委員会の改革などを中心にお尋ねしてまいりましたので、きょうはその残りの点について引き続き伺いたいと思います。

まず第一に、今ちょうど岩瀬先生の御質問にありました日銀特融の問題についてはつきりさせていただきますかと思ひます。なぜかと申し上げますと、八つのポイントのうちの五つ目の論点として、日銀審査と並んで日銀特融についてもこれを明確にするかとされておりますが、改正法案では現行日銀法二十五条に基づいて行われる日銀特融の仕組みと何が違うのか大蔵省に尋ねます。

同時にまた、これまで日銀は特融に際して、今総裁から御説明がございましたが、四原則を打ち出しているわけですが、改正法のもとではこの原則はどうなるのか、変わるのか変わらぬのか、その点について日銀からお伺いいたします。

○政府委員(山口公生君) 今回の法改正におきましても、このいわゆる日銀法二十五条の部分ばかり大幅な改正をさせていただいたわけでございしますが、現行法上、いわゆる日銀特融は日本銀行が大蔵大臣の認可を受けて行っておりますが、改正日本銀行法案におきましては、大蔵大臣の要請に応じて日本銀行政策委員会が議決を行い、実行されることとしたしております。

なお、その一つ前の三十七条では、コンピュータ故障等の一時的な資金不足が生じた場合についての日本銀行の一時的な無担保貸し付けということも現実的に起り得るということでも書かせていただいております。法改正としては、そういう形で形式的にもがらりと変えたということでございます。

○参考人(松下康雄君) 私どもでは、これまで特融を行います場合には、まず第一に、それが放置しておけば金融システムの混乱を引き起こすリスクを持つものであるかどうかという点、またその際に、その対策として日本銀行が資金供与を行うことが不可欠であるかどうかという点、その点を考慮いたしまして、さらに関係者の責任というものがあればこれを明確化する、また資金供与によりまして日本銀行の財務の健全性を損なわない、この四つの条件を私どもが特融を行います場合の条件として考えてまいりましたところでございます。

こういった対応の考え方は今回の新しい日銀法のもとでも全く同様でございます。三十八条の融資を行うかどうかという判断をいたします場合には、このいわゆる四原則の考え方に基きまして、これに照らして対応をしておりますと考えております。

○鈴木和美君 総裁にもう一度お尋ねしますけれども、私の調べでは、四つの原則の中でリスクが顕在化するおそれがあること、これはよくわかりますが、その次の日本銀行の、今総裁は供与という言葉をお使いになりましたが、私のところでは関与という言葉になっておるんですが、そのところはどちらが本当ですか。

○参考人(松下康雄君) 私どもは資金供与と申しておりますが、関与ということでも、一般的にはそういうことでございます。

○鈴木和美君 そうすると、今の問題は、大蔵省には新しい金融システムという近代化というか、コンピュータが入ってくるから、非常に故障があったときというのは、今まではどっちかというとならないですな、それを今度は入れ込んだとこ

ろが特徴的なものだ、そういうふうには理解したいと思うんです。

それから、今局長と総裁がおっしゃった中では、新しく改正したけれども、精神的には余り変わっていないと、もうずっと流れは同じでございますと、そう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(山口公生君) 先生御指摘のとおりだと思います。

○鈴木和美君 それでは、その次の問題をお尋ねします。

次の六つ目の論点として、国際金融に関して、経済、金融の国際化が進む中で、中央銀行業務にもこうした国際化に必要な対応が取り入れられる仕組みになっていくことが重要だと思っております。今回の改正法案ではどのような工夫をなさっているのか、大蔵省にお尋ねいたします。

○政府委員(榊原英資君) 答えいたします。金融の国際化はこのところ急速に進展してきておりまして、各国の中央銀行の国際取引もそれに伴って増加しているところでございます。現在の日銀法がつくられました昭和十七年にはこうした事態は想定されていなかったわけでございますから、こうした中央銀行間の国際化に対応する規定を今回の新法の四十一条及び四十二条で整備を図ったところでございます。

具体的には、新法の第四十一条は、日本銀行独自の判断で行うべき業務として、外国中央銀行等による円資産の適当な運用に資する業務を弾力的に行い得るよう、広く枠取りをしたところでございます。例えば日本の国債の取引というようなことがその一つの例でございます。四十二条は、国際金融支援等の外国中央銀行との間の日常的な協力を超える業務について、大蔵大臣の要請または承認に基づき、BIS、国際決済銀行のブリッジローンの参加等、数々の取引形態で対応できるようにすることとございまして、例えばメキシコ危機等々ときBISを通じてブリッジローンを日銀がやったわけでございますけれども、そう

いうことに関して、これは大蔵大臣から要請をするという形になっておりますけれども、そういうタイプの中央銀行協力については新法の四十二条で規定したところでございます。

○鈴木和美君 本件については、私は、国際化の時代でございますし、大変金融事情というのは複雑化しているものですから、国際的にそのないようにはやはりきちっとしておいた方がいいと思っております。そういう意味では今の局長の答弁で理解いたしました。

次に、七つ目の問題でございますが、これは確認の意味ですが、政府との関係についてでございます。改正法で日本銀行は、「常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない」とされております。政府と日銀のこうした意思疎通は重要だと思っておりますが、政府としても為替政策など、金融政策と密接に関連する問題については日銀と十分な意思疎通を行うと考えているのですか。また、金融政策に関しましては、十分な意思疎通を行うとしても、なお最終的な意思決定とその責任は日銀にあるということと理解しておりますしゅうございませうか。

○政府委員(榊原英資君) まず、為替政策についての政府と日本銀行の意思疎通ということについてお答えいたします。

為替介入については政府が一元的に責任を持つということではございますけれども、日銀事務当局と大蔵省事務当局は為替に関して非常に緊密な連携を現在も保っておりますし、今後ともこれを維持していくつもりでございます。これはもうほとんど毎日、私の下の課長が日銀の下の課長と話をすると、そういうような状況になっております。このような緊密な関係、特に日本銀行が市場に対して非常に広範な知識を持っているということにかんがみ、極めて重要なことだと思っております。今後とも、こうした緊密な関係は維持されていくというふうに理解しております。

○政府委員(山口公生君) 先生の後段の御質問でございますが、金融政策に関して十分な意思疎通を行うとともに、その最終的な意思決定は日銀でいいのかという御確認の御質問でございます。改正法案におきましては、日本銀行の金融政策につきましまして、日本銀行は常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図ることが求められるとともに、政策の整合性確保のために政策委員会への政府の出席等の措置が講じ得ることとされておりますけれども、日本銀行の金融政策に関する最終的な判断は日本銀行が行うこととしております。

○鈴木和美君 それはよくわかりました。後ほどまた質問したいと思っておりますが、政策委員会の運営の問題と日常の情報交換というか話し合いというか、それはどういう運営でなされるんですか。例えば、国際金融の問題に絡んでの為替の問題ですね、今お話しのように、それぞれ課長のところであるいろいろな情報交換をやっていると言うけれども、それは日銀から来てもらうんですか、大蔵省から出ていくんですか、電話ですかというように具体的な問題、これはこれなりにわからぬではないんです。為替は、けれども、片方に金融政策の公定歩合の問題だというふうなことになるりますと、いろんな話し合いというのはやられるわけなんです。その日常の業務と政策委員会との議論のあり方、運営のあり方、これはどういうふうに進んでいくんですか。

○政府委員(山口公生君) ちょっと担当が、金利に関してはお私の方から答えするのはあれかもしれませんが、例えば日本銀行の職員あるいは役員と私どもが日々、経済をどう見るのかという点についてはよく意見調整をやっているつもりでございます。ときどき、例えば国会開会中はなかなかその時間がとれないということもありますけれども、極力、そういったときは外しながらも意見交換をやるということはやっております。ただ、今御指摘の、具体的に公定歩合がどうかという話はもちろん日銀の所管事項でございますので、そういうことはやりませんけれども、経済分析的に、景気がどうなっているのかわかるか、この指標はどういうふうに見ているのかとかいう

ようなことは常時私どもも貴重な情報として受けとめますし、例えば税収の動向がどうだろうかという話は私どもの方からお話をしておるといふようなことではございません。

そうした関係というものは、ひとり大蔵省と日銀との関係だけではなく、必要などころについて必要な意見交換というのは常時政策遂行上必要なものとしてやっているわけではございません。そういった日々の情報交換というのは、各レベルにおいて常時これからも同じように進めるべきだと思つていただいております。今回の法改正におきまして、名実ともに政策委員会がワンボンドとしてそこで審議委員の方、あるいは総裁、副総裁でお決めになるわけですから、その場で今度政府として正式な意見として言うということも逆にまた必要になってくるということだろうと思つていただいております。そういった仕組みも設けさせていただいたと。

それがあから、じゃ一切下の方は話を、意見交換を、あるいは情報交換をしないといけないということではない。それは今までもどおり大いにやらせていただいて、我が国の安定的な発展、成長というもののにやはり気心を合わせていくということが必要だと思っております。

○鈴木和美君 なぜ、私がそれをお聞きしたかという、情報交換とか意見調整とか分析とか批評とか、それはそれなりにわからぬではないんですわ、それは。けれども、それを何のためにやっているのかということになれば、帰着するところは一つなんでしょう。いろんな経済分析をやつても、今の金利状態はどうとか、市場経済はどうとかということになると、その帰着するところは一つにしか私は考えられないと思ふんです。

そういうふうには私は考えられないですから、二十九条の、これは日本銀行の役員について前回も私は質問申し上げましたが、守秘義務のところでは二十九条について、「日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。」とありますね。

これは退職者にも適用するとともに、六十三条で罰則を定めているわけですね。このように守秘義務を非常に厳格にしたという理由は一体何かというものと今の問題とは関係関係に私はあると思ふんです。

そこで、大蔵省や日銀の幹部発言が、幹部ですよ、ここは。幹部発言が市場で取りざたされることが多いが、私は、日銀の情報管理やマスコミの対応の仕方についてもちょっと甘さがあつたんじゃないのかと実は思つていふんです。ということだとすると、確かに余りべらべらしやべつちやいかぬというところが一つと、今度は事務方段階で情報交換をやつていふところまで漏れる話というものは、これは大変私は重要なことを意味していると思ふんです。

したがって、もう一度この守秘義務の問題をこだけ強めた理由と、日銀及び大蔵省の幹部のマスコミの対応ということについてどういうことになつていふのか、お聞きしたいと思ふんです。

○参考人(松下康雄君) ただいまの守秘義務とそれから経済・金融問題に關します意見交換、情報交換でございすけれども、私どもは、守秘義務が認められたい元来の意味は、日本銀行が中央銀行として例えれば一般の市中銀行やあるいはひいてその取引先等の機密に關する事項をも知り得る立場にございす。一番大きな例は、そういった状態で知り得ることができました機密に關する事項については厳格な守秘義務をもつて対応すべきものであると考えております。

ただ、他方、政府内部におきましてこの情報・意見交換と申しますものは、これは通常の場合には一方だけが承知をしていることでありまして、それは政府と日本銀行とが共通の目的でありますところの適切な経済政策、金融政策の調整を図るといふ目的を果たしますためには両方が同じように情報を分かち持つことが大変有益なことではございすから、これは奨励すべきことではございすけれども禁止すべきものではないと思ふんです。そのような点につきましては、初めて守秘義務

の規定が入りますので、あるいは日銀の内部におきましてはつきりその境界が理解できないということでも困りますので、そういう点につきましては先生の前回及び今回の御指摘も踏まえまして私ども内部で検討してまいりたいと思ふ存じております。

それから、ただいま御指摘がありました日銀の幹部発言の取り上げられ方の問題でございすけれども、私どもは通常、国会の答弁あるいは記者会見、講演などいろいろな機会をとらえまして、経済・金融情勢の判断でありますとか、金融政策運営の基本的な考え方などにつきまして、できる限り丁寧に説明をいたしまして国会や国民の御理解を得るよう努力してまいりたいと思ふ存じております。

ただ、一般に金融市場と申しますものは、日ごろそういった種々な情報とか材料を織り込みながら相場をつくつていくという場でございすので、私どももそういった発言をいたしますときには極力注意をいたしまして市場の動向などに関する具体的なコメントはいたさないというように気をつけているつもりでございすけれども、情報の速度が大変早くなりまして、正直申しまして、最近では何か申しましたことの中でその中の一行分だけがひとり歩きをして市場に伝わるというようなこともないことはございせん。こういう場合には、私どもは、私どもの意図と違つた情報が流れたということがわかりましたらできるだけ早くそれを訂正するように努力もいたしておりますけれども、その点今後とも厳正な情報管理に努めてまいりまして、その上で私どもの真意が誤解なく伝わるように努力をしてまいりたいと思ふ存じております。

○鈴木和美君 わかつていて質問しているつもりなんです、心配なことは、前回も申し上げましたように、その服務規定と守秘義務とそれから日常のコミュニケーションというのは当然私も必要だと思ふんです。その辺のところををかみ合わせて、万漏のないような対応を考えていただきたいというふうに思ふ存じております。

次の問題に移ります。八つの問題の最後のところでございす、身分・規律のあり方について、改正案では給与等の支給基準や服務に關する準則について規定を設けております。給与の問題は一番最後に話させていたいただきますが、服務準則についてであります。日銀は、天下りについてどのようなルールをつくるつもりなのか、もうしないうというのか、この辺を明らかにしてもらいたいと思ふ存じております。

それから大蔵省には、先ほど議論がありました、政策委員となる人材を幅広く求めていくという立場に立つと兼職制限を厳しくしてはいかぬものかという先ほどの答弁がございす。それともわからぬではないのでございす、それなら余りきつい文章にしなさいいいわけですね。私は、兼職制限というものは原則的に兼職制限であるべきだと思ふ存じて、私は、原則的にです。それが、何か先ほどの答弁では、その原則が崩れちゃつて、まあ仕方がないんだとか、それは見識のある人を呼ぶのはしょうがないんだとかというような答弁があつたやうでございす、この点は大蔵省にも、大蔵大臣が任命権を持つわけですからさつちり答えていただきたいと思ふ存じて、まず、日銀の天下り問題についてお尋ねします。

○参考人(松下康雄君) 日本銀行の役職員の民間への再就職についてでございす、これまで個人の職能、能力を期待して金融機関等が人材を求めてこられたという場合に限りまして、世間からいらずに批判を招くことがないような慎重な対応を行つてきたところでございす。

新法におきましては、政策委員会が再就職制限も含めまして服務の準則を定めることとされておりますが、私どもとしては、これはこれまで以上に役職員の再就職につきまして慎重な対応が求められたものであると認識をいたしてございす。日本銀行といたしましては、そういった立法の趣旨を踏まえまして、再就職に關します内部ルールを制定すべく具体的に検討をいたしてまいります。

それから、今度は三十一條の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。三十一條では給与等の支

○国務大臣(三塚博君) 視点がいろいろあろうと思います。その視点は別としまして、この日本銀

総裁にお尋ねします。
○参考人（松下康雄君） ちよつとそのお答えの前

いう批判というのは、私は当然起こると思うんです。

それはなぜかという、住専問題が起きて、各金融機関、山口局長のお話を聞けば、どの銀行も今リストラを一生懸命やっていますよというお話を聞きます。だからそういう批判が出るのは、私は必然性があると思うんですね。だからそれはぜひ心して対応していただきたいと思っています。

今そういう批判にこたえるという意味では二つに分けて、役員と職員と分けて考えたいかぬと思うんですね。役員の場合は、やはり全体の、国会その他三権を見ながら、これから十分な対応を検討してもらいたい、私はこういうふうに思います。それから職員の方は、今三十四年の問題が出ましたから、原則的には総裁と、労働組合があるでしょう、日銀には。だから、労働組合とよく相談なさるのが一番いいんですよ。

私は、日銀の職員というのは準公務員的なものを持っていると思うんですね。だから、社会一般の常識とか情勢に応じて決めなきゃならぬということであれば、どこの会社であつても決めるときには大体四つぐらいの原則があるんです。一つは、その会社の職務内容というものの世間様からの位置づけがあるんだというのが一つ大きな問題ですね。それからもう一つは、全体の民間の給与はどうかという点、民間です、これは、それからもう一つは、公務員の給与はどうかという点、公務員は。そしてその次に、改めて同種の金融界の状態はどうなっているんだらうかと。そういう総合勘案の中から決めるのが、私は一般情勢に適合した決め方だと思うんですね。

だから、三十一条ですか、それで恐らくお話し合いがこれから行われるんだと思いますよ、労働組合がありますから。だから、十分その点を留意しながら対応していただきたいと思いますが、お考えはいかがでございますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 前段の御指摘がございました、日銀自体がリストラの努力をもっとすべきではないかという点につきましては、私もこれまでも実際、人員の合理化でありますとか効率化の努力を続けてまいりましたけれども、やはり

こういう法律改正のような機会にさらに改めて諸般の機構その他を見直しまして、より効率の高い、より経費の節減のできるリストラの努力をやつていかなければならないというふうに考えております。

それから、今の給与決定の基準に關しまして考え方の御指摘がございましたけれども、ただいまの廣く社会一般の情勢に適合するようにという点の考え方につきましては、ごもっともな御指摘をいただいているというふうに考えております。私もとしまして、銀行の給与は恐らく比準を行う上に必要でございましょうけれども、やはり廣く社会の情勢に適合するようないろいろのほかの要素も取り入れまして、適正な判断をいたしたいかなければいけないと思っております。

また、役員の給与のあり方につきましても、御指摘のございました点を踏まえまして、私もこれからの全体の見直しを行つてまいらるつもりでございます。

○鈴木和美君 終わります。

○久保亘君 けさ、橋詰委員の御質問に答弁をされる中で大蔵大臣から、開かれた独立性を目指して今度の日銀法の改正が行われるというお答えがあったと思います。それから銀行局長は、独立という言葉を使えば何からの独立だということを問われることになる、だから独立という言葉は使わない、こういう御説明がありました。

私も、今度の日銀法の改正は、日銀の政策決定、業務運営に当たつての透明性、独立性をどのようにして確保するかということで行われる改正でありますから、これはまさに日銀の改革である、そして何から独立するの、何を透明にするのかということが明らかにされなければ、その改正は、法律の条文は変わつても実際に日銀そのものは変わらないということになるのではないかと。だから、銀行局長が問われることになる、言われたそのことを私は聞きたいと思うんですね。この独立性や透明性というものを今度の改正によって確保しようとするなら、何からの独立か、何を透

明にするのか、これをはつきり説明してください。

○政府委員(山口公生君) 私が、けさほど申し上げました自主性と独立性の言葉の問題については、正しく申し上げれば、法律用語として日銀の独立性という言葉はここに書き込むということはいろいろそういった議論になるので、自主性という言葉にいたしましたというのが正確な表現でございます。しかし、具体的にその条文から離れて、今回の法改正の目的が独立性の確保と透明性の確保と二つの大きな目標だということには何ら変わるものではありません。

そうしますと、先生のおっしゃる、じゃ、だからの独立かというのは当然問題になるわけでございます。それは、政府からの独立という意味を持たせる方もいらつしやいます。あるいは議論の中で、ちよつと御紹介しますと、研究会や金融制度調査会でも、いや政治からという意見がございまして。人によつていろいろとその独立性というもののについて、何からのということについてのイメージがそれぞれ違います。

私もが結論として得ましたのは、政策委員会というのが金融政策についての最高責任機関であり、これが他に影響を受けずみずから判断し責任が持てるようにすることだろうと思うわけでございます。では、政府からの独立さえあればいいのか、じゃ、特定の何か団体あるいは特定の勢力とのつながりがあつても構わないということにならないわけでございます。

したがいまして、繰り返になりますますが、そうした、何からの独立ということを含めて議論すること、何から大切かといふことが、最終的には政策委員会にお任せするといふ形をとります。しかし、任せられた方の政策委員会の方は、きちんと説明をして国民の皆様様に理解を得る努力をなさなければいけないというアカウンタビリティーという概念が出てくるわけですね。そうしますと、そこには透明性が確保されなければならないということになるわけでございます。

そういった御説明で十分かどうかや不安な点もございませうけれども、そういう趣旨でございます。

○久保亘君 あなたの方からなかなか言いにくい問題だと思ふけれども、私はお聞きしたいことが二つあります。一つは、日銀は大蔵大臣の認可法人です。認可法人は、認可した側にどういう役割がありますか。

○政府委員(山口公生君) 大蔵大臣の認可を受けた法人でございますので、広い意味の行政というもの、そのジャンルに位置づけられるとすれば、それは主務大臣が大蔵大臣になるという関係に立つと思ひます。

○久保亘君 大蔵大臣にお尋ねしますが、金融政策の決定とその執行は、行政か、行政でないか。

○国務大臣(三塚博君) 広い意味で申し上げますと、金融政策は行政と。財政と金融という問題がいつも議論される場合は、まさに行政的な観点、国際金融システムの場面における観点、また全体の経済の運営についての観点、こういう点がございまして、内政面における金融システムの維持、安定という観点からいいますとこれも広い意味の行政、こういう仕分けになるのかなと。まさに日銀が認可法人として誕生した原点を踏まえると、その基本は崩れないのではないかな、こんなふうに思ひます。

○久保亘君 金融政策の決定とその執行が行政に属するということは、余り異論のないところだろうと思ひます。そうなりますと、行政というのは憲法六十五条によつて内閣に行政権が属しておりますから、完全にこれを独立して日銀に移譲することとはできないのではないかと、私はこう思つております。

そうすると、日銀の独立性というのは何かというところになると、これは政策決定に関する運営の上で、また日銀の業務運営の上で介入をできるだけなくしてもらいたいということが日銀の独立性を求めるところだと思ふんですね。そこところは正確にしておかないと、私は誤りを犯すのではない

かと考えております。

それから、透明性というのは、これは紛れもなく金融政策の決定にかかわる運営の内容を国民に對して明らかにすることが大事なものであつて、これは日銀總裁、あなたは總裁に就任されてから今日まで、日銀の運営に関する不透明性というものについてどういふことをお感じになつておりますか。あわせて、日銀の独立ということについてあなたのお考えもお聞きしておきたいと思つております。

○参考人(松下康雄君) 日銀の独立性は、恐らくいろいろな面からの議論ができるであろうと思つておりますけれども、私どもが現在考えておりますところは、金融政策の決定、これは今度の法律で通貨、金融の調節という言葉で表現をされておりますけれども、この決定をいたそうといつた場合、他の例えれば政府機関その他から何らかの指示を受けてこれに従わなければならないといふことがない状態、また一たん決定をいたしたことを何か他の機関がそれは取り消すといふ取り消されるというのではない状態、非常に平易に申しますとそういうことではないかと。元来、金融政策と申しますものは、その効果が発現するまでに時間がかかるものでございまして、いわゆる中長期的な効果をねらひながら運営をしてまいるものと存じますが、そういった意味で、短期的ないろいろな例えれば利害関係といったようなものからの影響を受けない状態で決定をしていくということが基本なのではないかと思つております。

それから、なおそこに、内容的には専門的なやり方で市場を通じてながら政策を実施してまいりますからある程度の専門性と、また中立性というようなものも必要であらうと思つてはおりますけれども、それらを総合して私どもは独立という言葉で理解をいたしたい。決して独善とかそういう意味ではないといふふうに思つております。

なお、この際の透明性でございすけれども、やはり金融政策を決定いたします際に非常に大事

なことは、これは行政の権限で行います事柄ではございせん、市場の信頼を得ながら、市場に、中央銀行のやることであるからそういうたものとして受けとめていこうというふうな反応をいたさながら展開をしてまいるべきものだと思います。そのためには、これはどういふ理由でどういふ手続を踏んでどういふ議論の上でどういふ政策ができたかということをやはり広く国民に明らかにしてまいるということによつて、国民から、また内外の市場からの信頼を受けることができる、それが私どもも透明性として大切なことだと思つております。

○久保巨君 私がさつき申しましたように、行政権を内閣から日銀という法人が全面的に移譲されたいことはできない、私はこう思つておりますが、内閣は政府として金融政策の決定に關しては責任を持つべきものと思つております。しかし、日銀は内閣の決めでまいります金融政策に關して、日銀の立場で実際に進行すべき任務について他の干渉をできるだけ防いでそして日銀の持つていく役割といふものを十分に果たせるようにしていくといふことで、その両者の関係といふものを整理していかなければならぬのではないかと今思つてゐるところであります。

その介入の最たるものは何かといふと、これは法律は改革の手段でありますから、それであくまでもこの法律を駆使して運営をする人がどう決められるかということが重要であります。それから、会議の運営に關して、特定のところにある種の権限を持たせているということが問題であります。

この後の方から言いますと、権限を持たせているのは、政府から出される議決権のない政策委員が、議決延期請求権という余り聞きなれない権限をこの法律によつて持たされようといつたしております。これは、私は日銀の金融政策決定に當つての一つの介入の手段にならないかといふことで非常に危惧いたしておりますが、總裁いかがですか。

○参考人(松下康雄君) いわゆる議決延期請求権でございすけれども、海外の事例を見ますといふと、例えばヨーロッパの一部の国には、政府の代表がこの政策委員会に出席をいたしましてこの議決延期請求権を行使いたしますと、それがそのまま実行されまして、当然にその効果として議決が延期されるという仕組みのところもございす。

そういう仕組みの場合には、今御指摘がございしましたように、政府の意思によつて直接に政策委員会の行くべき決定が変更されるということでもございすけれども、今度の改正法の中に入つております議決延期請求権は、文字どおり議決の延期を請求する議案を政策委員会に出すといふことでございまして、この議案につきまして政策委員会の内部で議論いたしまして、決定は政策委員会がその責任で行うといふことでございす。

そういう点から見ますといふと、これは政府の考へております経済政策等の考へ方と政策委員会で議論されております金融政策との間の調整をいわば公開の席上で行うことによりまして、両者の整合性を図る過程の透明性を確保しようといふものであるように考へる次第でございす。

○久保巨君 議決権のない審議委員といふんですか、そういう人たちがいて、そして発言権を持ち會議の中でいろいろ意見を言つて、そして、この人たちはほかの人たちには特記されてないといふことは、これは私は実際には、金制調の館會長も言つておられるように、これが行使されることは実際はないだろう、こういうことだと思つてゐるんです。そんなものならこんなものはやめておけばいいんです。

そして、これが行使されるということになれば、それじゃ政策委員の皆さんが、政府をバックに出ている人たちの請求権行使を拒否するといふことは相当な力が要りますね。そういうことを考へれば、これはやはり金融政策の決定のための運営に當つた一つの圧力であり介入にならない

かといふことを私は心配をするわけです。必ずしも諸外国の中央銀行に關する諸法律の中にこれが全部あるわけではありせんですね。今御説明があつたとおりです。ですから、これは検討されてよい問題かなという気がいたしております。

次に、人事にかかわつての問題であります。内閣の任命、大蔵大臣の任命、それから国会の承認、いろいろな類型がございすけれども、役員の候補者をリストアップするのはだれがどこでやるようになるんでしようか。これは法律のわかる方です。

○政府委員(山口公生君) 二十三条で「總裁及び副總裁は、兩議院の同意を得て、内閣が任命する」とございすけれども、この場合は内閣で人選をいたします。審議委員につきましても、「経済又は金融に關して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣が任命する」と、この場合も内閣が人選をいたして任命をいたします。監事も同様に内閣でございす。理事及び参事につきましては、「委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する」とございすので、政策委員会の推薦が最初の人選といふことになるかといふふうに思つてゐるわけでございす。

○久保巨君 最後のところはわかりましたよ。理事の場合は政策委員会が推薦した者を大蔵大臣が任命する、こういうことですね。それで、あの者は内閣が任命するんですといふのは、これは書いてあるからわかるんです。内閣といひましても広いですから、どこでその候補者を決められるのか。

あわせてもう一つ説明してください。業界代表と学識経験者といふのは、先ほどもちよつと御質問ございしましたが、どこが違ひますか。業界代表と学識経験者といふ選考基準はどこが違ひますか。

○政府委員(山口公生君) 内閣の人事担当課、人事課がやることになります。ただ、その際には政府の中で大蔵省や日本銀行の意見を聞かれること

もあると思います。

それから、業界代表と学識経験者との違いということですが、現在の法律は、今ちょっと開くのは時間がかかりますから記憶で申し上げますと、都銀の代表一名、地銀の代表一名、それから農業の代表、商工業の代表というようになっておりまして、それが限られた業態の経験者からということとございますので、業界代表的に映っているということとございます。今回、学識経験者と申しますのは広く範囲を広げまして、そういった特定の業態の中での学識経験ということではなくて、その範囲を広げたということとございます。

○久保巨君 そうすると、学識経験者が今度は六名選ばれるんですね。そうすると、この六名の選考をやりますときには何らかの分野ごとの基準とかそういうものを持つておやりになるんですか。学識経験者というところという人たちの言うのかなと、よくこれ理解できぬところもありますけれども、業界の代表というのは学識経験者には入らないと考えていいですか。

○政府委員(山口公生君)「審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから」と、二十三条の二項でございまして、なっておりますように、経済または金融に関して高い識見を有する方というのをまずは考えるわけでございます。ただ、それに限らず学識経験というふうに広げてございまして、選考の段階でそれでは経済あるいは金融界から何名というふうな決め方ではございません。広くそこは広がりを持たせた母集団から選ぶということとでございます。

ただ、選ばれた方が例えば銀行の元頭取であられたというときに、それが業界代表だということに言われれば、それは選んだ結果そうなるってしまったということとございまして、選考段階では金融に関してあるいは経済に関して高い識見があったからだというふうには選ぶわけでございまして、その点については、特定業界を定めてその

小さい母集団から選ぶのとは大分違うのではないかなというふうには考えておるわけでございます。

○久保巨君 人事権が完全に内閣の側にあるということになれば、日銀の運営にかかわっては、日銀のいわゆる必要だと考えている独立性というものにもかなり難しさが出てくるのかなという気がしますが、この点は今後実際にこのことを執行される中で相当考えていかなければならない問題であると思っております。

また、これらの審議委員の方については両院の同意事項となっておりますから、国会も責任を負うこととなりますので、これらの問題が独立性の問題にとつて非常に重要なことであろうと考えます。

それから、この人事にかかわつて今度の改正の一つの重要な問題となつてゐるのは、総裁、副総裁、審議委員、つまり政策委員会を構成する人については、これは国会の承認人事となつたということとあります。もちろん政策委員については従来も承認人事でございましてしたけれども、総裁以下全部そうなつてゐるということとありますが、せっかくこういう改正を行うのに、現にその任務にある者についてはこれを承認を得たものとしてみなし扱いにするということとをなぜおやりになるのでしょうか。私は、この法の効力を発する機会に現にその任にある人たちが両院の同意を得られればいいんじゃないかと思いますが、それはなぜできなかったんですか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、改正案におきましては総裁、副総裁につきまして国民の意見が反映されますようその任命に両院の同意を要することとさせていただきます。これは一定の範囲で身分の保障を付した上で任命をさせていたでいておられますこと、それから法改正に伴う混乱を避けながら新体制へ円滑に移行させたいという気持ちもあるということから、経過措置を設けていただきたまはして、それぞれの任期の残任期間に限りまして現任の総裁、副総裁の身分の継続を

お認めいただきたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○久保巨君 それでは、副総裁が複数になることになつておりますが、当然新たに任命される副総裁は同意人事として国会の承認を得ることになるだろうと思つておりますが、日銀副総裁が二人おりますうちの一方は国会の同意を得た一方で、一方は同意を得ない、こういうことになりませんか。

○政府委員(山口公生君) 改正日銀法、御提案申し上げてゐる法案におきましては、総裁の定めるところにより総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する者というふうになされておりますので、法律上両者は上下の関係に立たないという前提でございます。

○久保巨君 通常、法人、企業の場合には順位が決まつてゐるんじゃないやありませんか。そうしてなかつた場合に、代行措置をとらせる場合にはその時点で考えるということですか。

○政府委員(山口公生君) 副総裁の職務は、ただいま申し上げましたように総裁を補佐するものでございまして、二名の副総裁の職務及び権限につきましては、総裁がその職務を適正かつ効率的に行ないますよう総裁みずから定めるというふうにしております。したがつて、総裁に決めていただくということとでございます。

○久保巨君 なぜ、この改正の機会に二人にしなければならなかつたんですか。現に二人いるものを一人にしてという改正案なら少しわかりやすいけれども、審議委員もふえる、学識経験者ということに変えて人数がふえるわけです。それで副総裁もふえる。何か理事でもないかと思つたら、理事もそんなに少なくないんですか。これはどういう理由で副総裁が複数になるんですか。

○政府委員(山口公生君) 背景については日銀総裁の方から補足していただくことになろうかと思ひますが、現在、国際会議等が大変多くなつております。それで、毎回総裁あるいは今一人お

す副総裁が出ればいいのでございまして、大変多忙な中、また国内業務も重要でございますし、その中で国際的な広がりについて対応するかということと、どうしても高い位の人という者が国際会議では重要でございますので、副総裁を一人ふやしていただけないかという御提案でございます。その分理事は一人減らす、こういう形にしてございます。

○参考人(松下康雄君) ただいま銀行局長からお話があったけれども、やはり中央銀行の仕事が近年、政策、業務の両面にわたつて大変に国際的になつております。私も、例えば国際決済銀行等では理事でございまして、八月と十月以外は毎月理事会があるということとでございますけれども、なかなか現在の私と一名の副総裁ではこの理事会に毎回出席をするという余裕がございませんし、そのほかいろいろの国際会議でやはり同じレベルの人が集まらるるので、理事であれば総裁、副総裁が集まる会議には正規のメンバーとして出られない、正規の活動ができないというのが現状でございます。

こういう点がございしたので、私も何とかその点についての手当てをしていただきたというふうにしてございまして、今回、この副総裁の二名制につきましては、この点で今後の国際関係の、外国の金融・通貨当局との連携、協力関係の強化という面で大変適切な措置をいただいたというふうには受けとめてゐるところでございます。

○久保巨君 今言われた銀行局長と日銀総裁のお話は理解できないことではあります。確かに、今金融政策にかかわる問題、財政も含めて国際化が非常に勢いになってゐるから、そういう意味で大変多忙になつてゐることはわかります。しかし、この日銀法の改正に際してうまく乗せたという感じがしないでもありません。今後の日銀の仕事ぶりを注目させていただきます。

それから、この日銀法の改正がもし成立したとしますならば、松下さん、今、日銀総裁としてあなたが考えになる範囲で、日銀の独立性や透明

性は必要なるを十分に確保できるという確信をお持ちですか。

○参考人(松下康雄君) 日銀法の改正をいかにすべきかという点は、本当に昭和三十年代にさかのばりまして、長い期間にわたって国内でも議論が重ねられたところでございます。

また、最近ではヨーロッパの統一中央銀行の設立に伴いまして、欧州各国の中央銀行をできるだけ一つの基準でそろえるべく中央銀行法の改正が各国で行われておりますけれども、その中におきましても、やはり独立性と透明性というものを軸とした新しい中央銀行のあり方が一般に採用されてまいっております。

ちょうどそういう時期に、私どものこの日銀法の改正の検討の時期がちょうど合いましたために、その海外のいろいろな事例につきましても私どもも参考にさせていただいておりましたが、今回おまともをいただいたこの改正案では、いろいろの点におきまして、これまでの我が国の行政上のいろいろな法人のあり方についての約束事は、それを取り入れながら、残しながら、その運用に当たりまして中央銀行の金融政策の独立性、透明性が確保されるように非常に工夫をよくしていただいていると思っております。

私どもは、この法案が成立いたしましたならば、国際会議に出まして各国中央銀行の総裁に、君たちと我々とは今肩を並べる制度の持ち主になったということを申し上げておきます。

○久保田君 衆議院でこの法案が採決されました後、附帯決議がつけられておりますが、その中で注目すべきことは、透明性の確保のために、政策委員会の議事の要約について、要求があれば可及的速やかにこれを公表すべきであるといった意味のことがございました。これは日銀総裁としてはそのようなことに十分こたえられるとお考えでしょうか。

本来ならば、議事録の公開が私は透明性の上で最も重要なことだと考えておりますが、これはまたいづれ議論をするときがあると思っております。今は

要旨ということになっておりますが、それは可及的速やかというものは少なくともその委員会審議が行われたらそんなに間を置かず、今国会の議事録なんかは翌日には出てまいります、そういう時代でございますから、速やかに提出される、公表されるというふうな理解してよろしゅうございませうか。

○参考人(松下康雄君) これは二通りのつくりでございまして、最初の、今御指摘ございました「議事要旨の可及的速やかな公表」ということで附帯決議をいただいているわけでございすけれども、私どもも実はこれまでに前例のないこととございすので、その内容をどういうふうにしたらいいか、どういふふうな準備をしてそしてそれを公表する手続をとればよいかという点を詰めてまいらなければなりませんし、その場合には各国の実例なども参考にいたしまして、文字とおりこれが可及的速やかに公表されるためには、どのような手続をとればいづころの公表が可能かということを決めてまいりたいと考えております。

○久保田君 今度のこの改正案が成立をいたしますと、私は、日銀として、国会を通じて国民に対して日銀の考え方や業務運営の内容などについて公表する義務は従来にも増してこれは大きくなるものと考えております。だから、国会もそのようなことを日銀に対して求めなければならぬものと考えております。

したがって、今慎重なお答えでございましたけれども、独立性と透明性の確保を目指してこのような改正を行うことについて、日銀が提案されたわけではございませんけれども、あなたも御出席になつて、そしてこの法の成立を見届けられるわけでありまして、その目的にこたえられるように日銀としても全力を挙げていただきたいと思ひますし、政府としても改正の趣旨に沿って努力されるように強く期待をいたしたいと思ひます。

○吉岡吉典君 前回の答弁を振り返りながら質問をさせていただきます。

私は前回、現行日銀法、戦争中につくられたこの日銀法を戦後五十年運用する間に障害、矛盾はなかったかという問題を提起しました。これに対しては日銀総裁からも大蔵省からも、戦後の部分的な改正と実際の運用面においては現実的に対応したので日銀の独立性は担保され、金融政策は日銀の責任において決定されてきたと。したがって、実際の運用面では障害、矛盾はなかったと、こういう答弁であったと思ひます。

〔委員長退席、理事石川弘君着席〕
そして、今改正するのは、そういう実際の運用面において障害があったから、矛盾があったからというところよりは、国際化時代という情勢の変化に对应して、現実には運用面において法律を条文の上でもきちつと明示することによって日本の金融システムに対する信用を高めよう、いわばビッグバンと条件整備をするためである、こういうのが今回の改正のいわば目的だと、こういう答弁だったと思ひます。

そこで、私はこの答弁で本当に国民がああこれだ、いいなと思うかどうかと考えますと、私はがっかりするんじゃないかという気がするんです。というのは、これだと日銀の余り変わらない、実際の運用面では何も変化が起らないんだ、これまでも日銀の続きになるんだということにしかならないというふうな思ひからであります。大蔵大臣、これまでの日銀と変わらないんだということではよろしいかどうか。

○国務大臣(三塚博君) 大変比喩的な視点をとられておるのかなと思ひます。ストレートな議論の中で、委員もよくおわかりのことだと思ひます。開かれた独立性そして透明性、これは政策決定のプロセスを明確にする、ディスクロージャーの問題、ただいま久保委員からも御指摘をいただきました。そういうことで、国民とともに歩むという、そういう決定方式が確立をされてくる。また、そういうことであれば、委員各位は何物にもとらわれず、物論安定、何が重要なのかと、こういうことになるであらうと思ひます。

また、独立性は数々大蔵大臣として行使できる権限がございました。それをほとんど廃止をして、まさにオープンな形で所期の目的を達成すべきであると、こういうことであらうと思ひますから、今後、期して待つものがあるのではないでしようかと思ひます。皆さんが大改正の後の日銀の運営でございすから、法改正の原点をしつかりと踏まえてやられるものと期待をいたしております。

○吉岡吉典君 私、この前も今度もいきなりこういうことから質問しますのは、この前の答弁を聞きまして、新聞というのは当たっていることを書く場合も、当たっていないことを書く場合もあるけれども、日経新聞社が出した「どうなる金融ビッグバン」という本が書いていることは、これは当たっているかなという感じを持ちながら答弁を聞いたからです。どういふことが書いてあるかという、

日銀法改正の動きが急浮上したのは九六年春。住専処理に伴う公的資金投入に対する批判が高まる最中、政治の責任を棚上げにする狙いで、連立与党が国民の目をそこから少しでも逸らそうと持ち出したのが日銀法改正だ。

と、こう書いてあるんですね。そして、この本によると、その作戦は図に当たったとも書いています。

それで、何ら現行日銀法に障害、矛盾を感じなく実際の運用はやつたというのなら、変える必要はないんですよ、その運用上から見れば。

〔理事石川弘君退席、委員長着席〕
そういう答弁だと、私は日経新聞が書いていますとおりだと思ひます。私には得なかつた。そうじゃない、これまで運用上いろいろな考えなきやならぬ日銀法の法律上のいろいろな問題点があるから、そういうことも含めて全部改めていこうということだと言われれば、それはここの新聞、少々見当外れであつたということにもなるけれども、あなたの方の前回の答弁はこの本の予測を証明してくれたと、こう言わざるを得ないというの

が私の受けた印象であります。国民の目をそらす作戦が國に当たったということなのかどうなのか、再度大蔵大臣に。

○吉岡吉典君 鋭い視点で吉岡委員、いつも御質問をいただきますが、同時に比喩的な激励をされたり、またその書、今御指摘をいただきましたが、私読んでおりません。けれども、國に当たったと言われれば、まさに御理解を得てこれがスタートをし、開かれた独立性と透明性で進めれば、まさにこの國、国民のために立派な、今までも立派でしたけれども、一生懸命にやってきましたことは私は評価をいたしておるわけでありますが、さらなる国民の期待と信頼にこたえてやり得るものであると、こう思います。

○吉岡吉典君 私は、日銀は変わらなくちゃならないと思うんです。それは、戦後の金融政策はすべて成功であつたなどと言えない多くの問題があるからです。最近の例でいえば、バブルの発生、崩壊、住専問題等々、もういろいろな問題があると思うわけです。

こういう問題が起きているときにこの日銀法がなぜ改正されるのか。これは、今後日銀が変わるのか変わらないのか、こういうのを見届ける上で、私は戦後の日銀がとってきた金融政策のいろいろな問題を日銀が今どう判断なさっているかというところを見るのが、今後の日銀を見る上で一つの判断材料になると思います。

そういう点で日銀総裁にお伺いいたします。戦後を振り返りながら、私は幾つかの時期に關して、時間の關係でよく限られた事例でしかお伺いできませんけれども、まず日銀が、いわゆる高度成長の時期ですね、この時期にとつた金融政策、高度成長期において旺盛な資金需要を求めた大企業に対し、都市銀行を中心とする大銀行が積極的な貸し出しを行った。これは御存じのとおりですね。これはオーバローン、預金をはるかに上回る資金が大企業に貸し出したと。そして、銀行の不足する資金を日銀が供給する、無制限に供給してそれを支えてきた、こういうことは否定で

きない事実だと思います。日銀は大企業の高度成長に必要な資金を量的に支えるだけでなく、いわゆる人為的低金利政策をとって、大企業向け貸し出し金利を実勢よりも低く維持し、金利負担の軽減を図った。そのためにそのものになる預金金利は低位に引き下げるとともに、中小企業に対する貸し出しについては実質的に高い金利をとった。すなわち、零細な国民の預貯金や中小企業の犠牲のもとに大企業の資本蓄積を優先させる、こういう金融政策がとられたと私は思います。

この高度成長の時期の日銀の金融政策については、すべて問題なく正しかったと判断なさっているかどうか、まずお伺いします。

○参考人(松下康雄君) 今の御指摘の高度成長の時期と申しますと、戦後の混乱から復興が一段落をいたしまして、その後我が國が一種の発展途上國として離陸を始めようというそういう時代でございます。そのときに我が國が抱えておりました金融の問題、経済の問題がその後の高度成長期後のそれとは非常に大きく違つてくることは、それはもう事実でございます。

ただ、その中におきまして、非常に高度成長を続けました間に、我が國の場合は総じてかなり良好な物価安定を保つてまいつたのでございまして、その点ではその時代の経済運営、金融政策運営というのは、他の先進諸國に比してまさるとも劣らないものがあったと存じます。

その後におきまして、いろいろと経済の変動がございました。その時点にはまた新たな金融問題が発生いたしましたし、私どももその時点の政策について、いろいろと今後の改善を図る参考になければならないというところはございますけれども、その戦後の時期につきましては、総じてそういう点、高成長と安定物価の組み合わせという点は評価すべきであつたと思います。

○吉岡吉典君 その次の時期、経済が低成長期に入つてからのことですが、時間がありませんから、端的にお伺いいたします。過剰流動性による狂乱物価と言われる時期の金融政策については、

これは日銀の失敗の一つという多くの指摘がありますが、この時期の問題についてはどのように判断なさっていますか。

○参考人(松下康雄君) いわゆる狂乱物価と言われた時代におきまして、それは我が國の経済の高度成長に伴ひまして、社会資本の水準や、それから福祉の水準を短期間に非常に急速に上げるべきだという国民的な強い需要が一方でございまして、

また、それが他方におきましては、石油ショック等とも絡みまして、いろいろの物資のボトルネックを生じ得ましたことによつて、非常にインフレが加速された面もございします。そういった点におきまして、私も金融政策につきまして万全と申すことはできませんけれども、ただ、第一次石油ショックの時期の私どもの経験を活用いたしまして、例えば第二次石油ショックにつきましては、世界の各國に先んじてこのショックに基づき、インフレを吸収することができたというふうには、やはり政策的な問題というものをその改善の資料にしながら、その後政策が進められたと理解をしております。

○吉岡吉典君 私は、あの狂乱物価の時期の日銀の金融政策、さまざまな批判もある問題は、万全でなかつたという程度の認識では、これは問題が残ると言わざるを得ません。

次の問題で、バブルの時期の問題です。これについては、もう衆議院以来、この日銀法関連でたくさん議論が行われ、総裁も数多くの答弁をなさっております。日銀の総裁、副総裁の答弁を讀むと、これいろいろな経過、いろいろな要因を並べて考えられていますが、結論的に言つて、当時の経過の中で別の選択肢があつたかどうか。それ以外選択肢がなかつたんじゃないかという判断であるようにしか受け取れない。私にはそういう受け取り、見方しかできないわけです。私は、バブルの原因をここで分析してくださいとは申しませんが、もちろん日銀だけとは言いません、大蔵省の

金融行政の問題も絡んでのことではあります。日銀に關して言えば日銀の重大な失敗だつたと、こういうふうには指摘されているわけですが、そういうふうにはお考えにならないですか。失敗でなかつたということですか。

○参考人(松下康雄君) バブルの発生からその崩壊に關しましての時期の金融政策につきましては、現在の目からこれを見ますと、その当時の非常に物価水準そのものは安定をしております。資産価格が非常に上昇をしていました。しかしながら、他方でマネーサプライもまた増加をしていました。そういう現象に対して、より適切な判断を行うべきではなかつたかという反省はございします。

また、しかしその後におきましての落ち込みが長く続いております原因の一つは、この当時のバブルの発生に対する対策についての問題から生じたという点はあるかと思ひます。ただ、それは金融政策だけが担うべき批判と申しますより、バブルの発生自体はもと複雑で大きないろいろな現象が絡まつて、全世界で同時多発的に発生をしたと言つても言い過ぎでないような現象であつた面もございします。そういった点も含めまして、私も今後の金融政策の運営に對しましての反省の材料、改善を行つていくべき材料であるというふうに受けとめていこうと存じます。

○吉岡吉典君 私は、今の答弁もやっぱり国民は納得できないと思ひます。バブルの崩壊がもたらした実態がどんな深刻なものかというのは、金融危機だけでなく、国民の中にもいまだ深刻な傷跡として残つておるわけですね。それがなぜ起こつたかというのをあなた方がいろいろ分析なさる、教訓を引き出されるのはいいわけですが、結論として日銀が重大な責任を負うものかどうか、これに、あれこれいろいろな要素がある、適切でなかつた、あるいは金融政策だけの要因でないというところをおっしゃつたものでは、これは私は国民は納得できないと思ひます。そういう認識で今後の金融政策をとられると、やっぱり日銀は変わらな

すから、そういう点では大変ダブルの点があるのではないかなと思ひまして、私はこの際、参与というものはなくした方がいいんではないだろうかそんなふうにご考へております。役員の問題はこの程度で終わらせていただきます。

次に、けさ橋崎先生の方から御質問もありました、日銀のリストラの問題について触れてみたいと思います。今回の法改正によりまして日銀の独立性が法的に担保されたということは、私は大

変意義深いことだと思っております。それだけに、日銀御自身としてもやはり自覚と責任というものが大変要求されるのではないかと思います。そこで、まずこれまでとってきた経営の合理化等について、簡単に説明をしていただきたいと思います。

○参考人(松下廣雄君) それでは簡単に申し上げますが、日本銀行の組織についてまず申し上げますと、現在の日本銀行には局・室が十六ございます。これはやはり常に仕事の見直しを行なっています。効率化、合理化等の見地から、戦後の時期から見ますというと、機構の簡素化に努力をしてき

たのでございまして、一九五一年には二十四ありました局・室を現在十六まで減らしております。また、人員につきましては、一九九五年末の日の銀の人員は六千三十四人でございますけれども、これもピーク時には約九千人ほど在籍をいたしておりましたものを、人員削減の計画を重ねましてここまで減少をさせてまいったのでございます。

○山口哲夫君 それなりに大変合理化について努

力をされていることは私なりに認めますけれども、ただ十六も局があるというののはちょっと多過ぎやしないだろうかという印象がございます。

例えば、窓口規制がなくなつたのに、毎月銀行にヒアリングの調査というものが本当に必要なのかどうなのか。そういう立場から見ますと、営業局と調査局は合併した方がいいのではないかといい声もありますし、それから調査統計局と金融研究所も、これも大変密接な関連もあるだけに合併した方がいいのではないか、そういう意見も随分

○山口哲夫君「その他」の中に民間の銀行等も含められるという解釈もあるでしょうけれども、ここであえて国家公務員の特別職ということをきちつと書いたということは、そこは重点にして考

えなければいけないんだという、そういう私は思想だと思ふんですね。私はそういうふうな解釈をいたします。政策委員会の中で十分その辺は御論議いただきたいものだと思います。

そこで、先ほども御指摘がありましたけれども、日銀総裁の年収は五千百三十三万円。総理大臣等、三権の長は四千万円。一千万円以上達うんですが、これはよく一般に言われている三権の長より高いというところは一体どうなんだろう。何か特別の理由がございましてしょうか。

○参考人(松下康雄君) これは、たびたび申し上げますけれども、昭和三十四年の金融制度調査会におきまして、都銀上位行とのバランスを考へてという指摘に基づいて案をつくりまして、大蔵大臣の認可をいただいて定められた、そこからずっと同じ考えで来ているものであったらうと思つております。

○山口哲夫君 そうしますと、今度新しく法律がつくられて、恐らく報酬のことについて書かれたのは初めてです。ね、今度の法律で。ですから、これから、来年の四月一日からは完全に役員の報酬についてはこういう法律の解釈でいかなければいけないと思ふんですね。そういうことを考えたときに、私は、三権の長より高いというのは一般の国民から見ればちよつとどうかなという感じがしてならないわけですが、そういうことも含めて今後検討されますでしょうか。

○参考人(松下康雄君) そういうことも含めまして、社会一般の情勢に適合するように鋭意検討いたしまして、大蔵大臣に届け出るとともに公表をいたすということになります。

○山口哲夫君 その次に、副総裁の年収が三千七百十四万円と聞いております。これは、国務大臣が四千五百三十万円、国会議員が二千七百万円で、それから、副総裁の報酬というのはちよつと国務大臣と国会議員の中間にあるんだと思つて見ておりました。それから、理事の年収が二千七百十九万円ですから、ちよつと国会議員並み。それより高いのが政策委員で三千三百六十二万円、これも

国会議員より相当高いわけですが、こういう問題についても今申し上げた総裁の報酬とあわせて今後十分ひと検討をしていただかなければ困るんではないかと思ひますけれども、いかがなものでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 先ほど申し上げましたような考え方では総裁の給与を決めますという、副総裁、理事等は当然それとのバランスを考慮いたしまして決定をされていきますので、考え方からいへば共通の考え方です。決まってくると思つております。

○山口哲夫君 最後に、職員の賃金の問題についても聞いておきたいと思ひます。

今度の法律では、賃金についても基準を大蔵大臣に届け出るということになっているものですが、一応現状についても知っておく必要があると思つてお尋ねをいたしました。そうしましたら、大変偉い方を初め四人も来られてる。説明をいただいて、こちらの方が実はびっくりしたんですけれども、私は高いとか低いとかということとを申し上げる気持ちにはさらさらありません。これは、総裁と労働組合との団体交渉で決められることでは、今後は基準を決めるといふことになりまして、今後は基準を決めるといふことになりまして、今の私が伺った内容だけではちよつと理解できかねる点がございました。基準はこういうものですというふうな書いてあるものが何にもない。要するに、勤務評定をきつとやつて一人ずつを評価して決めていくんだということであつて、年齢とかそういうものは一切関係がないということだけでございました。

それじゃ、高いのか安いのかわかりませんというふうな申し上げましたら、持つてこられたのが一年間の人件費を国家公務員の一年間の人件費と比較をして持つてこられました。これにはちよつと私もびっくりいたしましたけれども、国家公務員が十兆六千二百三十五億円で、それに対して日銀は六百四十億で、ということ、これでは一体一人頭どのくらいになるか全然わからないわ

けですね。ただ、六十一年度を一〇〇としますと、国家公務員よりはつと引き上げ率は低いです。よという数字は示してある。

ところが、よく見たら、ここ十年くらいの間の人員の削減というのは、公務員よりも倍くらい削減しているわけですね。ですから、人員数がぐつと低いわけですから、これはそんなに人件費が上がらないのは当たり前だといふふうに見たんですけれども、全然そういう内容についてはお示しをいただけなかったで論議することもできないわけですね。

これは、今後基準を届け出るといふことになりまして、今のこいつた漠然とした基準ではなくして、我々もある程度理解できるようなきちんとしたものを出す予定にはなるんでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 現在のところの私どもの職員給与の決め方につきましては、事務の方から御説明を申し上げたようにございまして、けれども、そういったことでは国家公務員の場合のような、俸給表によつて何カ月たてば昇格、昇給があるというふうなそういう決め方ではございませんので、なかなか御指摘のような数字の比較が困難でございます。組合との交渉はどういうふうに行つていくのかということも聞きますと、やはり給与総額のペーサーで交渉が行われるというのが基本のようでございます。けれども、そういうふうなところを見ましても、俸給表に基づく給与決定という考え方がないようでございます。

今後の新しい給与の考え方をとつてまいりますれば、やはりその総体のファンドの率というものが当然判断の手がかりになるわけでございますけれども、恐らくそのほかに、何らかの形で平均をとりまして、日本銀行の平均はどれだけ、それを同種の例えば民間銀行と比較すればどうかということが判断できるような何らかのものはやはり必要があると思ひます。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 本日の質疑はこの程度に

とどめ、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願(第一六六六号)

第一六六六号 平成九年五月二十二日受理

インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対に関する請願

請願者 東京都練馬区中村南三ノ六ノ一四

矢崎かがり 外四百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四三三三号と同じである。

平成九年六月十八日印刷

平成九年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D